

解 題

『往生記』解題

『往生記』の解題としては、すでに明治年間より刊行された『浄土宗全書』第九卷所収の『往生記』^①について、今岡達音師が精細な解題を、また大正十年にも宗書保存会刊『浄土伝灯輯要』所収の『往生記』^②に同じく今岡達音師が簡潔な解題を残している。さらに昭和十三年に林勸学古稀記念会より刊行された『昭和三卷七書』^③において林彦明師が題号・内容・異本考証・末釈とにわたって、きわめて緻密な考証による解題を記述され、さらに下つては昭和四十六年再版『浄土宗全書』九卷所収「元祖法然上人の著作遺文解説」に簡潔ではあるが、小沢勇貫師が解説を記述されている。

この『往生記』は言うまでもないが、五重伝法の初重に配当される書であつて、浄土宗伝法においては愚鈍念仏の機をもつて往生第一の正機と定めているが、その根拠を示す書であると共に、正しく機を知るための伝書として、きわめて重要な役割を担っている書となつている。ただ、この書が浄土宗祖法然上人（以下敬称略）の作となつているが、この宗祖作説については古くから真偽問題が存在し、先学諸師によつて、さまざまな説が論じられていて現在まで結論が出されるまでには至っていない。

ここにおいては先学諸師の考証論考を参考としながら、以後の調査も付加しつつ、解題をすすめてゆきたいと思う。

(一) 題号について

本書は『往生記』と通称しているが、相伝の上からは、元来この書には題号は付されておらず無題の書であったとされている。聖聡門下、了曉慶善の『初重指南目錄集』上には

師西普一紙自筆書云。私西云。此書は初重書也無_二外題習_一。相傳名_二往生得不得記_一云_二④

と西普聖聡の言を記し、師である聖聡から承けた相伝によると、この書には題号は無いことと、あえて書名を付すならば、『往生得不得記』と称すべきことを伝えている。同じく聖聡門下の聡普西仰の筆録になる『五重聞書』にも

此書祕藏重寶故隠_レ題。顯_レ時_ハ往生得不得記習也_云云

と記され、この書は慶善の言と同じく、題号がかくされ、すなわち題号は無く、この書を指呼する場合は『往生得不得記』と呼称することを述べ、聖聡門下における相伝が一貫したものであったことを示している。

また書物に対して無題、すなわち題号をつけないことについては上記『五重聞書』のごとく、「祕藏重宝の故に題を隠す」といい、了曉慶善の『初重指南目錄集』上においては

仰西普云。諸宗習總_レ大事物其名祕不_レ云。又祕藏物不_レ書_二其外題_一也。今亦如_レ是。此初重書。是此宗肝要出離_レ大事也。佛願難思_レ之奥義。淨土投機之祕頤。故祕_二外題_一⑥

と記述し、浄土宗にかぎらず、諸宗にわたって、大事な書物には書名を秘して題号は付さないのが通例、習わしとなっている、同様にこの書は浄土宗の肝要奥義、浄土投機の大切な義を述べたきわめて重要な書であるがゆえに、外題すなわち題号を秘して無題としたとして、その理由を明かしている。

しかし重要な書物であるがゆえに、題号を付けないとしても、実際には書物を書物として役立たせるためには呼称するための題号が必要となる。了慧が『漢語灯録』跋文の『往生機品』⑦また同『和語灯録』の『念仏得失義』と称す

る書は本書を意味した書名ではないか、といわれているが、もしそうであったら、そのような必要性から生じた書名ではないかと考えられる。

『往生記』の書名が見出されるのは聖聡の師聖岡の撰した『往生記投機抄』で

往生記、先學^ハ往生得不得^ハ機分^ヲ、然後^{シテ}正應^ル知^ル往生得不得^ハ心行^ニ⑩

と聖岡がこの書の主意を述べ、ここにおいて『往生記』なる題が称されており、これをもって林彦明師は『昭和三卷七書』では『往生記』としたことを述べておられる。⑪

ただ白隨意智願の『三本書籍講談記』に

無絃^ノ云、約^{シテ}終^ニ云^ハ往生記^ト輪超^ノ云、約^{シテ}三本意^ニ云^ハ往生記^ト⑫

と記述されているのを見ると、江戸時代初期、新田大光院四世の無絃、あるいは江戸崎大念寺七世輪超の頃より『往生記』と称していた事例は知ることができる。

現存する卷子本にして伝書の型態を成す伝写本は左のとおりである。⑬

- 1、西誉聖聡花押本 (増上寺蔵)
- 2、明誉了智花押本 (増上寺蔵)
- 3、明誉所持本 (増上寺蔵)
- 4、皎誉要信本 (増上寺蔵)
- 5、岸柳本 (増上寺蔵)
- 6、大誉慶竺本 (知恩寺蔵)
- 7、浩誉聡補本 (知恩寺蔵)

8、安普虎角本 (大巖寺蔵)

9、空蓮本 (龍谷大蔵)

以上九本の他に冊子本で三巻書の型式で明治十六年に開版された「義山本」(浄全九巻収載)がある。後述するが、本書は漢語部分と和語の部分から構成され、内題として「難遂往生機」と「種々往生機」に大別されている。つまり、双方とも節としての内題であるが、「難遂往生機」だけを一段あげ、あるいはさげて、その下に源空撰と記し、「種々往生機」と區別して、あたかも、この書の題号のごとく記している伝写本がある。これに該当するのが「安普虎角本」「岸柳本」「空蓮本^(運)」である。また、卷子本の外題として内題の「難遂往生機」を出している伝写本があるが、これに相当するのは「西普聖聡本」「明普了智本」「大普慶竺本」「明普所持本」である。卷子本の外題すなわち表題に「往生記」と記しているのは知恩院蔵の「浩普聡甫本」ただ一本であるのも誠に興味深い。ただこの本も「難遂往生機」と記した下に源空撰と記し、同じく外題の型式をとっている。多くの伝本が「難遂往生機」を題号のごとく扱っていることに對して、この書の初に「難遂往生機」とあるので、外題のごとく扱ったのだとする意見もあるが、現存伝写本はすべて聖罔以後のものなので、伝書としての性格がきわめて強い。したがって口伝としての『往生得不得記』なる題号は記すことができない。そこで内題を便宜的に、また抑止門的な意味を付加した外題とも考えられる。以上『往生記』の題号は、他の書と異なり伝書の題号として種々の意味を持った奥深い意を含んでいるように思えるのである。

(二) 構成内容

本書の構成は四節よりなりたっている。すなわち

一、「難遂往生機」として十三の機を列挙

二、「往生障」として疑心・懈怠・自力・高慢の四を挙げ、「往生機」として信心・精進・他力・卑下の四を挙げ、往生の得不をまとめる。

三、「種々念仏往生機」として三十の機を列挙

四、和語、「一紙小消息」と同文

以上四節によって構成される。

第一節の「難遂往生機」として十三の人を挙げているが、これらは、いずれも三心を具足しない人を示している。はじめの四人は至誠心、つぎの四人は深心、さらにつぎの四人は回向発願心の不具を示し、最後の一人は三心すべてにわたって不具の人を示している。

第二節は往生を得られるか、得られないかを「四障」と「四機」とに分かちている。「四障」とは疑心・懈怠・自力・高慢の四を挙げ、往生を遂げる「四機」として、信心・精進・他力・卑下を挙げている。

第三節は「種々念仏往生機」を挙げ、智行兼備、義解、持戒・破戒・愚鈍の五種の念仏往生の機があるとし、さらに第一の智行兼備を三人、第二の義解を三人、第三の持戒を二人、第四の破戒を二人、第五の愚鈍を十六人に分け、この愚鈍の中、十三人目、「好_レ行_ニ別_レ時_ヲ念_フ佛_ヲ往生_ス人_ヲ」をさらに五人に分け、都合三十種の人を挙げ、往生を得る機としている。

第四節は和語で『和語灯録』所收の「黒田の聖人へつかはされたる御文」または「一紙小消息」と通称される法語で、第一節から第三節までの総結分となっている。

第一節において三心を具さない往生を遂げ難い十三の人を示し、第三節ではその反対に種々の往生する人を三十人

示し、その間に往生得不の四障四機を暗示し、よって結前と生後を明かしている。そして愚鈍念仏往生の機が正機であることを示すため、たくみに構成された内容となっている。また最後に和語の「一紙小消息」でしめくくる、伝書の構成としては理想的に述作されていることが知れよう。

(三) 『往生記』の撰述について

明治二十一年福田行誠は『伝語』を著し、五重伝法全般にわたって検討を加え、これを改革しようとして試みた。この伝法改革のひとつの柱が、初重に『往生記』を用いているのに対して、これに代えて『選択集』を充当すべきことを主張した。その理由としては『往生記』が宗祖法然の撰述としては疑わしいということをあげている。この説に対して養鶴徹定が『伝語疑問』『伝語匡謬』『伝語匡謬餘論』を佐伯嶺巖が『浄土宗伝語正謬』、勤息義城が『伝語金鑑論』等を著して反論し、一宗あげて騒然となり論議をまきおこしたとされている^⑩。歴史的に見ても『往生記』の法然撰述を疑う説は古く、四休庵貞極が『五重廃立鈔』において

有人京師山曰此書祖師の眞撰に非ず、或高野の明遍、鎌倉の觀譽光明寺一代の述作なりと^⑪

と記し、宗祖撰述について、有人の曰として疑いを述べている。

たしかに五重の伝書中、二重『授手印』の伝承本は二祖聖光自筆の四本を含めて二十二本が現存し、しかも時代的に聖岡以前の二祖自筆本、四祖寂慧自筆本、向阿自筆本等が数多く残って伝承されてきた。しかし『往生記』でもっとも古い伝承本は「嘉吉二年三月三日明普花押」の奥書のある「明普了智本」までとなってしまう。宗祖撰述説を裏付けるには否定的な材料が多いことも事実であるが、聖岡が、機・法・解・証・信の体系をなす五重伝法の組織化をはかり制定するに初重の『往生記』は重要な存在であったのであろう。

これ等について三田全信師は

一、元祖は伝法の印信として『選択集』や『一枚起請』を開放的に授けられたので、聖罔の頃には宗侶の必修の書として別に密伝・口伝を要しないものとなっていた。

二、『往生記』の前半の兎角の批難があるけれども、後半は元祖の『小消息』である。だから偽作とはいわれないから革新的な見解をもった聖罔は敢えて此書を用いたと考える。

三、素朴な時代で大まかだったから批判吟味がなかった。

と記し見解を述べている。^⑩

五重伝法は初重・二重・三重・四重・第五重に、それぞれ、機・法・解・証・信を配し伝書を当てている。この伝法組織を確実なものと、正しく相伝するには初重の伝書としては『往生記』が最も相応しい書物であったはずである。

聖罔は『往生記』の自ら著した注釈書『往生記投機抄』で「愚鈍念佛往生人、正是本宗本意也」と述べ、宗祖法然の本意は愚鈍念仏往生であり、それはすなわち本宗の本意でもある。この意を正しく伝える本書こそ宗祖の正しい伝書として尊んだのではなからうか。

本書の選述問題は、これからも論議が継続されていくであろう。しかし、多くの重要問題が含まれており、軽々に論断してならないことを付記しておきたい。

底本『昭和三卷七書』新訂 所収の異本奥書および、所収本外の奥書を付加して以下に記す。

(明譽本奥書)

浄土初重大事任代代相承之旨例傳授弟子聰譽已畢早守此趣可信

行狀如件

嘉吉二年^{壬戌}三月三日

明譽 花押

(大譽本奥書)

令授與之信譽覺

亨德二年九月八日

大譽 花押

(浩譽本奥書)

天正十三^西年正月十一日

日種氏浩譽 花押

(虎角本奥書)

右眞門之奥旨令授與泰崇畢

天正十二^申甲曆伸冬望日

虎角 安譽 花押

(皎譽本奥書)

右往生記任代々之所傳以令授與濟完道畢

寶曆九^己卯年二月七日龍澤山大巖寺第二十七世傳燈佛子

皎譽 花押

(空蓮本奥書)
(蓮)

右此書者法然上人所記鎮西上人所傳也爾今仙譽所望之儘乍憚今

是感得給^云

少他見不可及處也

永祿十一年二月十五日

空蓮^(蓮) 花押

(岸柳本奥書)

岸柳拜寫^②

註

- ① 小沢勇貫師『浄全』九卷の解説にも指適されているが、底本は筑後善導寺藏明治刊行本を用いている。
- ② 宗書保存会編『浄土伝灯輯要』解題に記すごとく、底本は増上寺藏の明誉了智本を用いている。
- ③ 底本は増上寺藏、西誉聖聡本
- ④ 『浄土伝灯輯要』上四〇丁
- ⑤ 『浄土伝灯輯要』上八六丁
- ⑥ 但し聖聡と同門の明貞述、了曉筆の『貞伝集』下卷末、一〇丁には、初重口伝として「无題之事強可レ云_二往、生得否之記」と記してあり、『往生得否之記』と称することもあつたようである。
- ⑦ 『浄土伝灯輯要』上四〇丁
- ⑧ 正徳版『漢語灯録』跋(『浄全』九・四六六頁)。但し惠空書写の古本『漢語灯録』には拾遺語灯録及び跋文はなく、これについての記載はない。仏教古典叢書所収『古本漢語灯録』参照
- ⑨ 義山本『和語灯録』(『浄全』九・六五六頁)にも、元亨版(龍谷大学仏教文化研究所編)『黒谷上人語灯録』七〇〇頁)にも見られる。
- ⑩ 林彦明師『昭和三卷七書』解題一二頁
- ⑪ 『浄全』九・八四九頁

- ⑫ 林彦明師『昭和三卷七書』解題一二頁
- ⑬ 『通俗浄土宗学講座』十八号所收一七頁
- ⑭ 拙稿『往生記の総合的研究』（『仏教文化研究』十八号三七頁参照）
- ⑮ 『伝語』三丁 昔日往生得不ノ記文ヲ以テ初重トス而メ此ノ書未タ作者ヲツマヒラカニセス古寫本源空上人作ト記ス決メ上人ノ語氣ニアラス四休庵ノ曰ク良遍僧都ナルヘシト誠按ススコフル往生決心記ノ語氣ニ似タリ然レトモ必ス良遍ニアラサルヘシ投機抄撰者ノ評ナシ意アルニ似タリユエニ今古傳ニ復シテ選擇ヲ以テス
- ⑯ 恵谷隆戒師『近世伝法史について』（『仏大研究紀要』四一・四五頁に詳細にわたつての論考がある。）
- ⑰ 『四休庵貞極全集』上・一九頁
- ⑱ 『仏大研究紀要』四二・四三合巻号・六四―六五頁
- ⑲ 『浄全』九・八五一頁
- ⑳ 岸柳拝写とのみ記し、奥書は特になし

（柴田 哲彦）

『末代念仏授手印』解題

『末代念仏授手印』の解題については、先きに明治四十年以降数年間にわたり浄土宗典刊行会が出版した『浄土宗全書』の第十巻に今岡達音教授が執筆され、また昭和五年六月には土川勸学宗学興隆会から、伝承する種々の『末代念仏授手印』を対校して、『昭和・末代念仏授手印』（底本肥後往生院蔵聖護伝承本）を出版し、林彦明勸学が解説、そして昭和十三年三月には、林勸学古稀記念会より、『昭和・三巻七書』（『末代念仏授手印』の底本は伊香立新知恩院蔵賢仙伝承本）が浄土宗伝法書として刊行、三巻七書すべての諸本を比較対照し、林勸学の書誌学的研究を加えた詳細な解題が巻末に附せられて出版されている。更に昭和四十六年二月には、浄土開宗八百年を記念して再版された『浄土宗全書』第十巻の中に、恵谷隆戒博士の簡潔な解題がある。

今、『末代念仏授手印』を解説するに当たり、書誌学的解説も交えてという要望もあるが、すでに林勸学の綿密な論考もあるので、それを基として、その外に加筆しなければならぬものを補足し、解題にさせていただきたいと思う。

一、題号と述作の由来

『末代念仏授手印』一卷は略して『授手印』（以下略称）といわれ、二祖聖光房辨長の（以下聖光という）述作であ

る。末代とは法然上人（以下敬称を略す）滅後の時代のことをいい、末法という意味ではない。念仏授手印とは、法然相伝の念仏の教えは、この『授手印』の中に説示される念仏であることを、手印をもって証驗するという意味である。つまり、法然滅後、時代が経つに従つて、念仏の異義邪説が横行するようになり、これを正さなければ宗祖の浄土宗義の真義が失われることを恐れ悲しんで、昔、法然より相伝された安心起行の趣を書き留め、それを証明せんがために手印を押して証拠とされた所から、このように名付けられたのである。

聖光は、『授手印』の裏書に、「近代、人人義」として幸西の一念義、証空の西山義、行空の寂光土義をあげて、「此三人義近代興隆之義也、已上三義是邪義也」として、この三義を排斥している。即ち『授手印』の序に「上人往生の後には、其の義を水火に諍い、其の論を蘭菊に致して、還つて念仏の行を失い、空しく浄土の業を廃す。悲しきかなや、悲しきかなや、いかんがせん、いかんがせん。爰に貧道齡已に七旬に及んで余命又幾ならず。悩かずんばあるべからず、愁えずば空しく止みなん。之に依りて肥州白川河の辺り、往生院の内に於いて二十有の衆徒を結び、四十八日の日夜を限りて、別時の浄業を修し、如法の念仏を勤む。此の間に於いて徒らに称名の行を失することを悩き空しく正行の勤を廃しぬることを悲しんで、且つは然師報恩の爲め、念仏興隆の爲めに弟子が昔の聞きに任せ、沙門が相伝に依りて之を録し留めて向後に贈る。仍つて末代の疑を決せんが爲め、未来の証に備えんが爲めに、手印を以つて証と爲して筆記する所左の如し。」と記されている。即ち、宗祖滅後洛中においても「諍其義於水火二致其論於蘭菊」す有様であり、聖光の心境は「失念仏之行空廢浄土之業悲哉悲哉爲何爲何」と述べている。この序文の文章を熟読すればするほど、聖光の念仏護法のただならぬ決意の程が偲ばれる。

『授手印』の述作には今一つの起因がある。聖岡の『授手印伝心抄』に、

今此授手印製作緣起、門人修阿與敬蓮社就三至誠心體、止惡修善、眞實心體、相論鋒楯、滿願社背師順敬蓮

と記されている。即ち聖光の門弟の中において至誠心の体について異論を生じ、修阿は「止悪修善は即ち真実心である。至誠心は防非止惡の戒を以て本質とする」(廢惡修善を体とす)と言ひ、それに対して敬蓮社(教蓮社)は「此の義然らず、止惡修善とは、仏法者の存すべき用心である。此の用心を發す時、必ず止惡も真実なるべく、修善も真実であろう、というのを至誠心と名付ける」(真実心を以つて体とす)といつて議論が交わされた。それによつて修阿の弟子満願社が、敬蓮社に師匠がえしたというのである。聖光は、これに対して敬蓮社の見解に印可されたが、印可されたものの、後に門弟間の顛末を聞かれ、浄土宗義の相伝を留めるべき必然性を感じ、ここに『授手印』の述作が行われることとなつた。

『授手印』述作の原因は、序文に述べられている門流の異義を矯正するのが第一の原因であり、続いて門下の異論を是正するのが第二の原因となつたのであつて、宗祖相伝の念仏の本義を向後(二祖以後の念仏を志す人々)に贈るとされ心血を注いで述作された書である。

『授手印』の述作年時は、序文に「爰貧道齡已及^二七旬^一餘命又不^レ幾」とあるので凡そ七十歳ということであるが、往生院藏聖護傳承本の裏書きには、

於^二肥後國往生院^一安貞二年十月二十五日ヨリ四十八日念佛ハシメラル、筑後上人同三十日御渡アリ、入阿十一月四日酉時ヨリ道場^二入テ念佛申ス、此間^二上人爲^三末代^一造^二一文^一給ヘリ、末代念佛授手印是也、二十七日コレヲ書^キ始テ同二十八日コレヲ書ハテ同二十九日巳時コレヲ點^シ給ヘリ。②

とある。これによると聖光六十七歳の安貞二年十月二十七日に書き始め、二十八日に書き終わり、二十九日に合點を付したという。つまり三日間に於いて、本文・裏書を述作書写し、訓点に至るまで施しているのである。

二、『授手印』の構成内容

『授手印』一卷の内容は、

(一) 袖書

(二) 序

(三) 本文の内容

(四) 手印血脈

(五) 手次状

(六) 裏書

の六分よりなっている。但し「手次状」は良忠に伝承される白旗系伝承本のみである。次に順序を追って内容を説明する。

(一) 袖書

『授手印』の序文の前に袖書といわれる偈文が認められている。聖光が門弟に伝承された『授手印』の中で現存しているものは左の四本である。

(イ) 聖護伝承本 (熊本往生院蔵)

(ロ) 生極楽伝承本 (久留米善導寺蔵)

(ハ) 円阿伝承本 (博多善導寺蔵)

(ニ) 唯称伝承本 (佐賀大覚寺蔵)

この中、安貞二年（一二二八）十一月二十八日に肥後の往生院で製作された聖護伝承本の裏書に「御手印本肥後国往生院留之」とある所から、現存の聖護伝承本は御手印本の写本であることが分かるが、この聖護本には袖書がなく、序文・本文となっている。佐賀大覚寺の唯称本も同様である。

また、同日に製作された筑前博多善導寺の円阿伝承の『授手印』（第一会）の袖書には、

信釋尊之説教

馮彌陀之本願

出娑婆之舊宅

遊極樂之新蓮

の四句の偈文があり、同年十二月四日宇土の西光寺に於て（第二会）、生極樂に授けた『授手印』には、九体仏・起請文及び結縁衆の名が連名され、その次に、

念佛證文

末代決疑

口稱佛名

決定往生

の偈文がある。また綽阿伝承本（大田大光院に対校本あり）には、

信佛本願

專持名號

最後終焉

決定往生

の偈文がある。『授手印』伝承の第三会は、安貞二年より九年後の嘉禎三年（一二三三）四月十日、然阿良忠に伝承された『授手印』である。この『授手印』には、

究竟大乘淨土門

諸行往生稱名勝

我闍萬行選佛名

往生淨土見尊體

の四句の偈文があつたとされるが、今は残念ながら存在しない。恐らく鎌倉光明寺等に伝えられていたものと思う。かつて、川越蓮馨寺に現存する良念本『授手印』の写本を拝閲したが、その中に「武州小机泉谷寺藏本の写」と記録があり、もしかや「良念本」は「良忠本」ではなからうか、とかすかな期待をもつて泉谷寺を訪ねて見たが、泉谷寺の所蔵目録にも見る事ができず、はかない夢であつた。義山の『対校録』によると、一條系の向阿真筆本（京都浄華院蔵三本あり）は、然阿良忠伝承本をそのまま模倣されているという。その中の四句の偈文が「究竟大乘浄土門」であり、また良忠門下に伝わる白旗系伝承本（寂真・賢仙・聖聡・了智・虎角等）、名越系伝承本（事円）、三条系伝承本（了慧・隆慧等）も総べて「究竟大乘」の四句偈文が記されていることは、良忠門下にはこの四句偈文が相伝されたことを意味するものである。林彦明勸学はこのことについて「此偈文が記主相伝本に局て記されているのは、口決相伝に於て最も肝要なる偈文であるからである。五重伝目に、第二重伝法要偈とあるは則ち此である。」（『三巻七書』解題 二四頁）と述べられている。四句偈細釈は、伝法口伝口授であるので、ここでは省略する。

昭和四十二・四十三の両年、大正大学講師柴田哲彦氏と共に『授手印』所蔵の寺院を訪ね、親しく原本を拝覽する

ことができた。その折『授手印』伝承本の一覧表を作成したのが次の図表である。

『末代念仏授手印』一覧表

(一) 国師本

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	8	9	10	11	12
伝承本	聖護本	唯称本	円阿本	生極樂本	綽阿本	良念本	良忠本 (三祖記正伝承本)	随願本	薩生本	往生院本	善導寺本	善弁本
所在	肥後往生院	佐賀大覚寺	博多善導寺	筑後善導寺	不明	散佚	散佚	散佚	散佚	散佚	散佚	清浄華院
袖書	無	無	信釋尊之説教 馮彌陀之本願 出娑婆之舊宅 遊極樂之新蓮	念佛證文 末代決疑 口稱佛名 決定往生	信佛本願 專持名號 寂後終焉 決定往生	無	究竟大乘淨土門 諸行往生稱名勝 我閻萬行選佛名 往生淨土見尊體	有(義山の翼賛による)	有(義山の翼賛による)	無(義山の翼賛による)	無(義山の翼賛による)	不明
手印	無	有	無	無	無	無	不明	不明	不明	不明	不明	不明
備考				血脈に代わるものとして施入状あり	太田大光院に対校本あり	川越蓮馨寺に写本あり武州小机泉谷寺蔵本の写と記録あり		義山の翼賛浄全十六卷六七二頁	右に同じ	右に同じ	右に同じ	断片のみ存在

②	清源伝承本	清浄華院	同四句偈	有	有	
③	是観伝承本	清浄華院	口々稱名青蓮生 佛々二尊金口説 信心増進證夢中 字々放光耀金色 同四句偈	有	有	袖に上記の偈あり、巻頭に再び四句偈を記す
④	欣浄伝承本	伊賀念仏寺	同四句偈	有	有	
5	忠空伝承本	大超寺	同四句偈	有	有	宇和島大超寺に蔵されている。
⑥	良円伝承本	敦賀西福寺	同四句偈	有	有	

(五) 三条系伝承本

①	了慧伝承本	滋賀新知恩院	同四句偈	無	有	鎮西筆と称する聖護本唯称本に酷似しており、二 祖自筆本か要検討
②	隆慧伝承本	博多善導寺	同四句偈	有	無	了慧筆

註 ○番号に○を付したるは調査済を意味す。

○未調査の欄は林彦明師『三卷七書』及び昭和新聞『末代念仏授手印』による。

○この『授手印』一覧表は柴田哲彦氏の作(『仏教文化研究』第十六号)によるものである。

(二) 序文

了普聖罔は『授手印伝心抄』に、序文について大科四段小科三段に分けて説明しているが、序文の大綱をまとめて略述すると、先ず第一に浄土往生の業には称名念仏数遍を基とすることを説き、念仏は大悲誓願の筏、広度衆生の船であり、そして平等利生の仏のお約束であることを述べている。そして次に聖光が宗祖より称名念仏の教えを稟承し、三国伝来の正しい血脈を白骨になるまで留め、口伝を耳底に納めて、自行化他念仏相統することを誓い、次に宗祖滅

後において門下の異議続出し、水火蘭菊の議論を交わす中に、いずれが浄土の正統かが不明なることを恐れ悲しみ、そこで憤然として宗祖の正流を留むべく肥後往生院での別時念仏の中に『授手印』を述作され、末代の人々の疑問を解決する為、未来の証拠の為に手印を捺し、相伝口決を録する因由を記したものである。

(三) 本文の内容

二祖聖光が序文に記された如く、宗祖の宗義を伝承し祖述的に述作した『授手印』には、六重二十二件、即ち五種正行・助正二行・三心・五念門・四修・三種行儀が説かれ、その一々について説明が施され、浄土宗義の規範が示されている。それらは本文冒頭に、

末代念佛者、知_テ浄土一宗之義_ヲ、修_ス浄土一宗之行_ヲ首尾次第條行_ノ事_④。

と標示している如く、宗義行相が示されている。即ち、聖浄二門の中から浄土門をとり、浄土門の中から正雑二行を分ち、正行の中から更に助正二業を分別して、称名正行を正定業と定むることが、一宗の行相を知る宗義である。

つまり五種正行の中から念仏を正定業と定めること（二門分別）が、一宗の行を知る宗義なのである。これに対して、三心以下は正定業を修する行儀であつて、これを一宗の行相とするのである。この宗義行相は西普聖聡も『五重拾遺抄』巻上に、

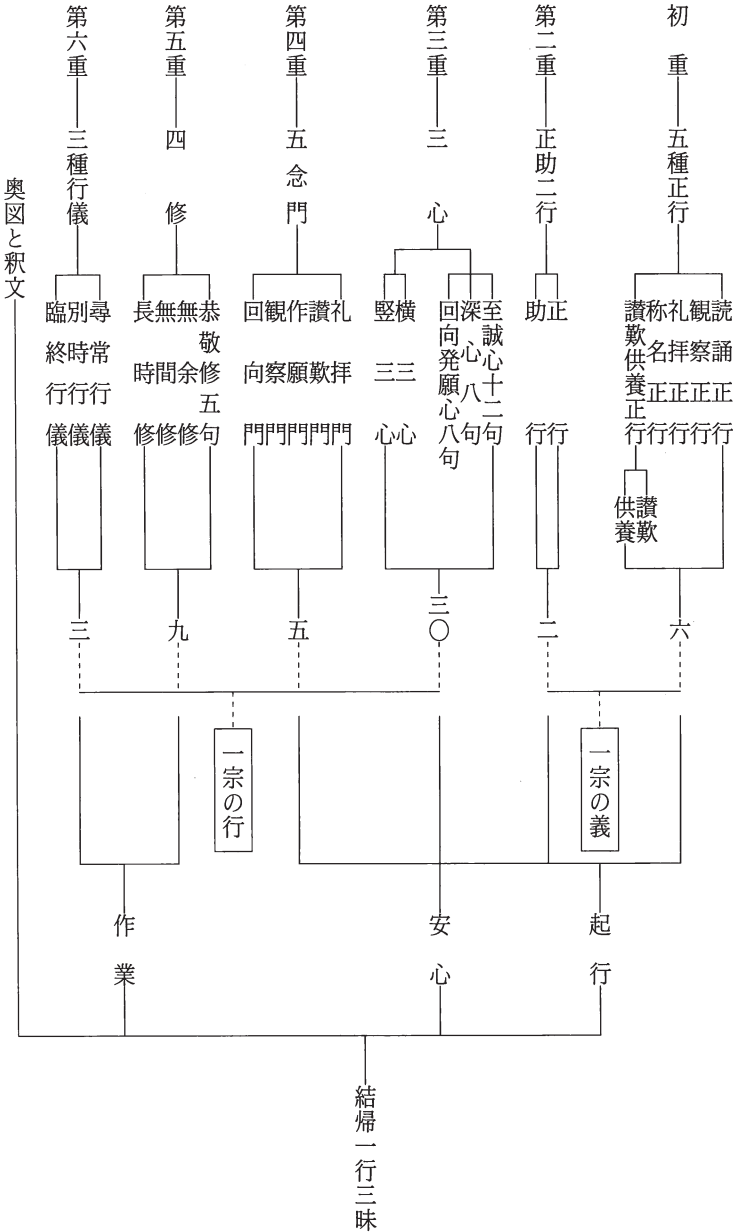
知_ル浄土一宗之義_ニ修_ム浄土一宗之行_等、此文中有_リ宗義行相_一、所謂五正行文_知二宗行_ニ宗義也、既念佛一行此宗勝行_知已次可_レ修_ニ行相也。三心已下文竝_ニ至_三奥圖_ニ其行儀次第也_云、是亦當流所傳也_云。

と述べ、六重二十二件の伝承を明らかにされている。『授手印』に説かれる「六重二十二件五十五の法数」とは、左の如くである。

六重二十二件五十五の法数

六重 二十二件

五十五法数



この「六重二十二件五十五の法数」の内容を概括すれば、右の図の様に安心（心）・起行（行）・作業（業）の三種に分類される。

しかもこの浄土修道の三大項目といわれる心行業の三種は、口称念仏の一行に帰する所謂「結帰一行三昧」である。これが即ち導空二祖一轍の念仏の奥義なのである。善導の『往生礼讚』前序に示された心行業の三は、みな口称一行三昧に帰結するという根本原理であつて、この根本原理を体得され、浄土宗を開宗されたのが法然である。故に『授手印』の奥図と釈文に、聖光は法然の言葉として、

我法然上人言、拜見善導之御釋、源空目三心五念四修、皆俱見三南無阿彌陀佛也。

と仰せられている。また聖光は、この導空二祖一轍の教義を根底として『授手印』を祖述し、伝法書を述作されたのである。良忠はこのことについて『授手印決答疑問抄』巻下に、

但今相傳義意、禮讚前序三心五念四修一行三昧釋一合文料簡之時、所詮一行三昧南無阿彌陀佛爲三正業、此行之上造著三心等也、爲令知如此被仰也。

と釈され、また聖固は『授手印伝心抄』に、

正記主本意、在下結歸一行三昧之處、擧此口傳以爲今此手印奥旨、是禮序傳也。

とその意を承けて述べられており、共に口称の一行に帰結することを示された。

『授手印』には宗義行相が示されている。即ち鎮西相伝では、前図の如く五種正行と助正分別が宗義であり、三心以下奥図・釈文までが行相を明すとするのである。何故五種正行並びに助正二行が宗義であるかと云えば、「五正行、助正分別」は、一宗で行うべき最も大切な行、を知ることであるから宗義とする、と云うのである。

この『授手印』に説かれる宗義行相について、香月乗光教授は、「授手印」に示される宗義行相の体系は、『観經

疏』と『往生礼讃』との所説を統合して成立した事を知るのである。そして宗義として五種正行、助正二行を分別するのは、本願正因の行である称名念仏を専修すべきことを説く為であるから、その最も肝要なのは、一心専念の文であり、行相として三心・五念・四修・三種行儀を立てるのは、結局それが総て称名念仏に結歸することを説くためであるから、その最も肝要なのは奥図であつて、この両者に宗義行相それぞれの核心があり、結論があると見られるのである。」と述べられている。因みに『授手印』に説かれる宗義行相の出典を探るならば、五種正行と助正二行との宗義は、善導の『観経疏』散善義の深心積における就行立信の往生行の分別により、三心以下奥図に至る行相は、同じく善導の『往生礼讃』前序の安心・起行・作業の実践方軌によつたものである。但し、行相の中の三種行儀だけは、恵心の『往生要集』巻中末、及び善導の『観念法門』によつたものである。つまり善導の廃立（一心専念の文、又は望仏本願の文）、釈迦の付属（観経流通分の汝好持是語の文）、弥陀の本願（第十八願）の御心は、偏に口称の一行を以つて殊勝第一の行と為す事にあり、宗祖は、善導の御心である「一心専念」の文によつて一向専修の身となられたのである。故に助正分別、正定業を知ることが一宗の義を知ることであるとされ、これが鎮西相伝の大切な口決であるとするのである。

聖光は『授手印』において第一に五種正行をあげ、「正行助行二行分別事」の中で「一正行事」について、五義を出して、「一心専念」の文を説明している。つまり五義引証と云われるもので「一心専念」の文を五義に当てたのは『授手印』の特色であろう。

続いて『授手印』には、

一、念佛行者必可具三足三心事

として、『観経』『礼讃』『観経疏』『観念法門』『選択集』等の文証をあげて三心について詳釈し、更に問答及び四句

分別を用いて懇切に説明されている。この三心の四句分別は、宗祖が『往生大要抄』に示された至誠心の四句分別に基づき、聖光がそれを祖述布衍されたもので、念仏者としての修行者の心構えを詳細に示したものである。

至誠心三種

① 虚實四句

一向虚假心

一向眞實心

虚實俱具心

非虚非實心

深心二種

② 多少四句

多虚少實

多實少虚

多少俱實

多少俱虚

③ 始終四句

始虚終實

始實終虚

始終俱實

始終俱虚

④ 信疑四句

一向疑心

一向信心

信疑俱心

非疑非信心

回向發願二種

⑤ 始終四句

始疑終信

始信終疑

始終俱信

始終俱疑

⑥ 行願四句

有願無行

無願有行

⑦ 一向四句

西方回願

餘次回願

有願有行

西方餘事回願

無願無行

非西方回願非餘事回願

三心に次いで『往生礼讃』に起行として挙げた『往生論』の五念門が列挙されている。ここで注意すべきことは、善導の『観経疏』散善義、そしてそれを尊重された法然の『選択集』からすれば、浄土宗義としての起行は五種正行、正助二行ということになるが、『授手印』に於いては五種正行、正助二行は一宗の義とし、一宗の行、即ち起行は五念門に限られたように見えるのである。このことについて林彦明勧学は、「此は但だ文相の表面を觀たるに過ぎず。既に唯今の標目に修正助二行とあつて、此の五念門を修行するに当たりては、五正行を修むるは勿論である。即ち五正五念開合の別で、五念門を修むるは五正行を修むると同然、即ち散善義の五正行は往生礼讃の五念門に等しき起行と心得べきである。従つて先きに宗義に於ける五正行は亦た行相である。此の事が特に注意すべき行相に就ての要点である。猶お此の処に經の三心と論の五念門と积合せる礼讃の积義に就て口決があるが、是れ亦三心五念相摂一致と心得ることである」と解説が附せられている。

五念門に次いで六重の第五四修、第六三種行儀が説かれ、続いて奥図と积文が挙げられ、积文に於いて、
釋曰、我法然上人言、拜見善導之御釋、源空目三心五念四修皆俱見三南無阿彌陀佛也。
と結んで結帰一行三昧を明かしている。

また初重『往生記』、二重『授手印』とすることについて林彦明勧学は、「作者次第で云へば初重は宗祖であるから之に次いで第二祖鎮西著作を置くは順序である。また初重往生記は知機で、往生者の正機を心得るが所詮で、其の機の修むべき行法を次に教めるとして、心行業を明す授手印を第二重とする。即ち機法不離の關係に於て其機を先にするは疾前無棄機前無教の所以であるとす」と述べて、初重・二重の次第を説明している。ここに述べられている作者

次第というのは、五重自証門に於ける五通五箇伝の作者次第をいうのである。初重『往生記』は、伝法上では善導から法然へ伝えられたものと見るのである。

(四) 手印と血脈

『授手印』の表書の最後、即ち釈文の後に「右手印・左手印」又は伝承本によつて「右・左」と記されている。これは両手印を意味するものであるが、両手印を捺しているものが本来の形である。「右・左」と漢字で書かれているものは原本の写しである。往生院藏聖護伝承本の裏書の別時念仏結衆名の次ぎに、「御手印本肥後國往生院留之」と記されているのは、正本に聖光の手印があつた事を意味している。この正本は残念ながら散逸して現存していない。然るに現存の往生院本には手印が無いので副製本ということである。また現存の往生院本の裏書に、

此書物一亂之刻、令紛失候處、去元龜元年庚午秋圓譽監寺之刻、前任淨興寺林貞求得して寄附事、爲後見之覺也。

當山廿代圓譽上人

とある。これによれば、現存の『授手印』は、一旦紛失したものの、元龜元年（一五七〇）往生院第廿世圓譽の時、前住であつた林貞が紛失の『授手印』を求得して再び往生院に戻し寄附された事を伝えているが、「一乱の時」に水でも浴びたのか、序文と本文の前半の部分の字が墨ズレしていることが確認できる。何時頃副製されたかは不明であるが、紙質からして御手印本附属（聖護は安貞二年の附属）より、それほど年月の経過していない時期に製作されたものと思われる。

因みに筑後善導寺藏生極楽本は「右・左」、博多善導寺藏円阿本は無記、佐賀大覚寺藏唯称本は両手印（墨）の中に「左・右」と記るされている。また良忠より門下に相伝された多くの伝承本には「右手印・左手印」と墨筆にて書

かかれているものが多い。また「左手印・右手印」と記るされているものがあるが、聖阿は「問何故逆次ナルヤ、答是所授レ手印也、非能授手印」と『授手印傳心抄』に述べられている。

林彦明勧学は、この授手相伝を「師資合血能所一体の深意を顕わされたもの」と表現されている。この両手印の後に、

源 空

辨 阿

然 阿

嘉禎第三歳卯月十日巳時

沙門 弁阿 在御判

と書かれているのが血脈である。

即ち宗祖の宗義に於ける口決口伝を師資相い次いで瀉瓶相承することが伝法であり、その相承が正しく伝承されて行く形を血脈というのである。血脈は正しく源空―辨阿―然阿と相伝されている。

(五) 手次状

『授手印』の授与は、安貞二年十一月廿八日の御製作の時、往生院の聖護を初めとして唯称等、他の門弟にも行われたが、その他、安貞二年十二月四日には宇土の西光寺に於いて生極楽に授与せられ、また『授手印』製作の九年後の嘉禎三年四月十日良忠に伝宗伝戒を授与、更に同年八月一日には璽書口決を授けられたという。良忠は二祖門弟最後の伝承者である。それ故良忠伝承の『授手印』には「手次状」が授与されている。即ち「念佛往生浄土宗血脈相傳

「手次事」がそれである。そしてこの「手次状」は、良忠門下に伝承される『授手印』に書き添えて相伝されているのである。「手次状」の内容は、

念佛往生淨土宗血脈相傳手次事

日本

尊成天皇御時法然上人檢_ニ出_{シテ}善導御義_ヲ令_レ流_ニ布_セ世間_ニ之時 後白河法皇御臨終之時被_レ召_{シテ}御善知識_ニ以_テ善知識之身_ヲ早_ク太上法皇奉_レ教_ニ授_シ一向專修之念佛_ヲ以_テ三月十三日_ニ崩御_{シタマフ}以_テ一件_ヲ尅_ニ終_ニ以_テ遂_ニ往生_ラ御畢其後當_テ第十三年御遠忌_ニ於_テ蓮花王院之内_ニ勤_ニ修_六時禮讚淨土三部經_ヲ御追善_ヲ遂_レ之自_レ此_レ後花洛之諸人皆以_テ淨土宗_ヲ修_ス追善_ヲ爰_ニ法然上人以_テ淨土宗之義_ヲ傳_ニ辨_阿今又辨阿以_テ相承_ニ之義_ヲ竝_ニ私_ニ勘_文徹選擇集_ヲ讓_ニ與_ハ沙門然阿_ニ畢_メ聞_レ之人慥_ニ信_レ之行_レ之可_シ遂_ニ往生_ラ仍_テ錄_{スル}祕法_ニ之狀_ヲ以_テ手次_ニ

于時嘉禎第三歲八月一日

法然上人口決沙門辨阿 在御判^⑨

この「手次状」の読み方については、璽書三箇口伝の中に第二文章伝があり、「手次状誦法三口伝」がある。しかしこれは、璽書口決となつていたので、ここでは不問とする。

(六) 裏書

『授手印』には各伝承本に総べて裏書きがあるが、鎮西に現存する四本の二祖伝承本はそれぞれ特色があり一定しない。故に本書が底本としている伊香立新知恩院蔵白旗寂慧花押賢仙伝承本によると、最初に肥後往生院に於いて四十八日の別時念仏を始められたことにより『授手印』製作の年月日、そして善導来現の瑞相、次に四十八日別時念仏

道場での北座・南座の結衆名が記され、結衆の門下の名前の下には、生国と年齢が記されている。

文中より考察すると、結衆中の入阿が認められたものと思われる。次に『仏言、唯除五逆誹謗正法』と記されている以下は、先ず最初に誹謗正法の罪深きを恐れて他見を戒め、つぎに称名念仏を軽んずる邪義邪執を嫌い、続いて、『近代人人義』として近代勃興の三義（成覚房幸西の一念義、善慧房証空の西山義、法本房行空の寂光土義）に対して、『此三人義近代興盛之義也』と述べ、然るに「已上三義是邪義也」として排斥し、最後に三人の先達（北京、顕真、南京、明遍、黒谷、法然）を列挙して西方の行人の先達であることを示されている。即ちこの裏書きは、法然滅後における門下の異流邪義を明らかにするのが目的であったと思われる。

三、『授手印』の異本・版本

この『授手印』には数種の異本がある。九州に伝えられる四本（聖護本・生極楽本・円阿本・唯称本）は、いずれも二祖聖光伝承本として現存されている。その他の伝承本の存在は、前述の『授手印』一覧表（五四三頁）参照）の如くである。本来ならば最初に述作された往生院蔵聖護本を底本とすべきであろうが、本書『浄土宗聖典』出版の目的は、浄土宗の伝書としての三巻七書であり、三代相承を重視するならば、白旗寂慧真筆の伝承本でなくてはならない。故に、滋賀伊香立新知恩院に所蔵される寂慧真筆賢仙伝承本を底本とした。

異本の紹介については、林彦明勸学が已に『新訂昭和・三巻七書』（昭和十三年三月発行）の解題に於いて、詳細なる書誌学的考察を行っているので、改めて紹介するまでもないが、『新訂昭和・三巻七書』は現今に於ては極めて入手し難い本である。従つて林勸学の原本調査を参考にし、再調査の資料も合わせながら次に紹介する。

『授手印』 諸本の紹介

(1) 白旗寂慧花押賢仙伝承本（近江新知恩院蔵・大津市伊香立下在地町二一六〇）

卷子本 縦三四・五センチ 横一三九〇・四センチ

表 装 丸形雲龍宝相華模様赤地金欄、木軸

表 紙 縦三四・〇センチ 横三〇・五センチ

袖 表紙の裏面を使用、袖に要偈文を記す、但し本文と別筆

首端に長祿四年^{庚申}三月十六日宗戒両脈相伝砌相伝之白旗之上人御判同御自筆之本也、

周誉花押 の識あり、続いて

究竟大乘浄土門 諸行往生称名勝

我闍万行選仏名 往生浄土見尊体

の四句の偈あり

用 紙 烏ノ子

両手印 墨筆にて「右手印」「左手印」

血脈系譜 源空―弁阿―然阿

手次状 あり

卷 末 左記の如き血脈相承と付属文あり

浄土相伝

源 空

弁 阿

良 忠

良 曉

賢 仙

右当流者鎮西之餘風

以先師相承之授手印授申賢仙已畢

任此之趣可弘通利生之旨如件

元亨四年^甲子九月廿一日 桑門良曉 花押

と記されている。即ちこの『授手印』は、寂慧良曉が先師良忠相承の『授手印』によって筆写し、弟子賢仙に授与されたもので、白旗派の伝書として尊重すべき価値あるものである。また良曉自筆の『授手印』は、この外に今一本越前西福寺（福井県敦賀市原）に蔵されている。この『授手印』は同じく良曉の弟子寂真に授けられたもので、賢仙本と殆んど同型のものである。袖書には「究竟大乘浄土門」の四句の要偈あり、巻末の付属文に

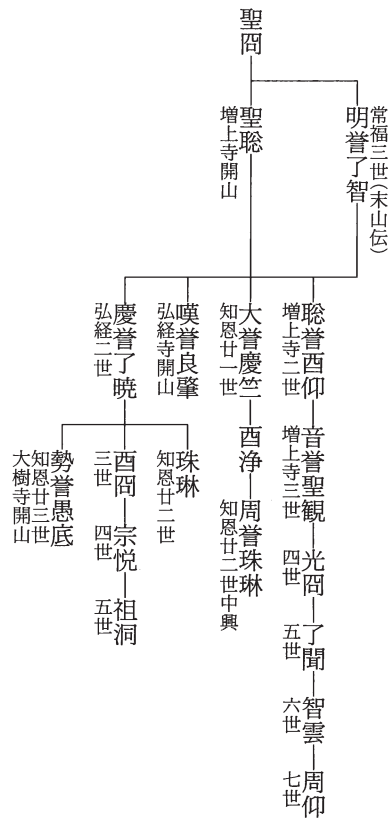
授手印並決答以口傳相承旨授弟子寂真已畢

元亨二年^壬戌二月八日

良曉 花押

とある。賢仙本より二年前に筆写製作されたものであるが、賢仙本は知恩院第二十二世周普珠琳が相承された『授手印』である。周普珠琳は、西普聖聡の弟子に当たる慶誉了暁の弟子であり、知恩院第二十一世大普慶竺に継いで第二十二世の法灯を伝えた方である。応仁の乱に遭い伊香立に新知恩院を建て、この寺に賢仙本を伝襲されたと伝えられ

る。このように聖光―良忠―良暁と次第する白旗流（伝灯譜）と、源智―蓮寂……周普珠琳と次第する知恩院（伽藍譜）とに關係して伝承された『授手印』である所に、この度の『浄土宗聖典』の底本と定めた縁由が存在する。



また、この賢仙本の裏書には、今一つの血脈系譜が認められている。即ち「源空―弁阿―然阿―道光―了忠」とするものと、「源空―弁阿―然阿―了慧―了忠―浄忠」そして更に「源空―弁阿―良忠―了惠―了忠―浄忠―良禪―妙徳―妙実」と次第する三條派の血脈系譜が記されている。それには嘉元四年（一三〇三）八月三十日、元応元年（一三一九）十一月二十六日、康永二年（一三四二）十一月十四日、応安二年（一三六九）三月二十二日、康応元年（一三八九）十一月二十八日、応永十八年（一四一一）十一月二十八日と伝承された年月日が記されている。これを見ると賢仙本『授手印』は、三條派に於いても百八年の間大切に伝承されていたことが知られるのである。

しかるにその後において最後の奥に

右此授手印之本者、一流祖師白簾良曉上人御自筆相傳之本也、粵佛子周譽、當於者長祿四^{庚辰}稔三月十六日、宗戒兩脈相承之砌、令感得之處也、于時生年廿二歲也、依爲若輩傳受傳法之儀、難計冥見之處、折節當其日感得此本、併有祖師之冥慮感應者歟、仍爲後代之龜鏡記置之者也

東山大谷知恩院廿一代住持 棟蓮社周譽 花押

と周普珠琳の奥書が記され、長祿四年（一四六〇）三月十六日より周普伝持本として今に伝えられている。

(四) 聖護伝承本（肥後往生院蔵・熊本市池田町一―二―五〇）

卷子本 縦二九・〇センチ 横七三六・〇センチ

末尾白紙一五センチ

表 装 藍紙 金銀切箔散らし、水晶軸

表 題 「授手印」と墨書 横二一・〇センチ

袖 縦二九・〇センチ 白紙 横二二・〇センチ

袖 書 なし

用 紙 烏ノ子

本文には朱にて返り点、墨にて送り仮名あり、また本文第二紙まで墨ズレの跡あり。

本文 縦二九・〇センチ 十三字詰

両手印 なし

血脈系譜

授手印

源空

辨阿

聖護

教辨源與

裏書あり

聖護本『授手印』は、安貞二年十一月廿八日、肥州（熊本）白川河の辺り往生院に於て製作された時、聖光より聖護に授けられた伝承本である。血脈の教弁—源与は後日別筆にて加筆されたものであるが、これは往生院の歴代住持である。往生院に現存する『授手印』の裏書の中に「御手印本肥後国往生院留之」と記されているところから、御手印本が以前往生院に所蔵されていたことが知られるが、それと共に現存の『授手印』は御手印本の副本ということが分かるのである。しかし『授手印』は往生院で最初に述作されたものであり、その副本という事であれば、御手印本の原型を知る上に於て、大変貴重な存在と云わねばならない。

(ハ) 生極楽伝承本（久留米善導寺藏・福岡県久留米市善導寺町飯田五五〇）

大本山善導寺に生極楽伝承本『授手印』が所蔵されている。この『授手印』は安貞二年十二月四日、宇土（肥後）の西光院に於て生極楽に授与されたものである。他の『授手印』と体裁が異り、巻頭に九体仏が描かれ、次に起請制誠と結衆者名と花押・四句偈あり、次に序文・本文と続き、巻末に施入状が綴られ、そして裏書となっている。これは他の『授手印』伝承本と異なるところである。起請制誠、施入状等を記すれば左の如くである。

敬白 起請文事

右起請之元者、於今授手印者、爲對治各々之疑慮所_レ受傳也。仍任_レ裏書之狀、於_レ謗家不信之輩者、不_レ簡親疎、私以不可見_レ之、況可_レ令書寫之哉。但隨_レ信心之淺深、自不_レ違授手印之意趣、加_レ分々之教訓、若披_レ見之、若可_レ令書寫_レ歟。若可_レ違_レ如此之制誡者、不_レ蒙_レ三世諸佛殊釋迦彌陀之冥助、永以_レ無間獄_レ可_レ爲_レ棲之狀如件

安貞第二歲_{大歲}戊子十二月四日

沙門深阿彌陀佛	花押	沙門得往生	花押	沙門幸印	花押
沙門遵阿同		沙門等阿同		沙門持寂同	
沙門敬阿同		沙門生願同		沙門忍空同	
沙門持佛同		沙門往蓮花同		得辨同	
沙門入西同		沙門滿願同		沙門目阿同	
專阿同		源阿同		持願同	
樂蓮佛同		御阿同		尺如來同	
辨蓮社同		沙門入阿彌陀佛同		嘉阿彌陀佛同	
生極樂同		然阿同		沙門受阿同	
沙門隨信同		沙門充心同		尺若阿同	
沙門白蓮社同		沙門菩提同		沙門唯願同	
沙門白阿同		沙門定生同		增阿彌陀佛同	

念佛證文 未代決疑 口稱佛名 決定往生

以上は序文の前に記されている。また本文の終り巻尾には、両手印として「右・左」と墨筆で書かれており、その後には「于時安貞二年十一月二十八日申時以自筆書之、無時形見」と記されている。「無時形見」とは滅後の形見ということである。そして巻末尾には左の施入状が綴られている。

肥後國宇土伊津野西光院

奉施入 授手印一通

右件授手印者未代惡世之寶物也辨阿與三生極樂爲三師弟也故爲三一切衆生往生極樂作三此印文三施入之三者未代之人々無レ諍無レ疑勤ニ念佛決定可レ遂ニ往生ニ仍錄ニ施入之状以納ニ寺尤承知不レ可レ出ニ寺外ニ之状如件

安貞二年十二月十五日

沙門 辨 阿 花押

即ちこの「施入状」は安貞二年十二月十五日に生極楽本の巻末に書き添えられたもので、肥後の国西光院に納められていることが知られる。現在筑後の善導寺に所蔵されているが、その経由の程は不明である。なおこの「施入状」は二祖聖光の真筆とも伝えられ、血脈に代わるものである。

(二) 西普聖聡花押本 (増上寺蔵・東京都港区芝公園四一七一三五)

卷子本 縦二〇・〇センチ 横六五九・四センチ

表 装 絹薄茶花模様黒木軸

表 題 未代念仏授手印並序 横二二・六センチ

袖 縦二〇・〇センチ 金箔散らし

袖書 第一紙に「究竟大乘」の四句の偈文、本文と同筆

本文 縦二〇・〇センチ 十七字詰

両手印 墨筆にて「左手印」「右手印」

続いて西誉花押

血脈系譜 源空―弁阿―然阿

手次状 あり

奥書 永享八年九月三日 一校畢 西誉花押

(別筆) 宣誉花押

裏書 あり

西誉聖聡は増上寺の開山上人である。聖聡花押本『授手印』が現存し増上寺に所蔵されている事は、三祖良忠伝承本が散佚しているだけに、良忠本の原型を見る上に於ても、先述の寂慧花押賢仙伝承本と共に、白旗流伝承の主軸となるもので、誠に貴重な存在にあるものと云える。この西誉聖聡花押本は三巻書として増上寺に蔵されているが、その中の『領解鈔』は鎮誉魯耕本である。

増上寺にはこの外に明誉了智本がある。卷子本にて縦二二・二センチ、横六一六・六センチ、表紙表装なく木軸である。袖に「究竟大乘浄土門」の四句の偈(本文と別筆)あり、本文のあとに「左手印」「右手印」と墨筆にて授手印を示し、源空―弁阿―然阿と三代の血脈系譜、続いて手次状、裏書、と白旗流『授手印』の形態を整えている。林彦明勸学の昭和新訂『三巻七書』の解題(三六頁)には、明誉了智花押本と称せられる『授手印』が紹介されており、

右任代々相傳之趣令傳授弟子聰譽已畢早守此旨可弘通之狀如件

嘉吉二年三月二十七日

明譽 花押

と奥書が記されている。この奥書を持つ『授手印』は、明譽了智より聡譽に授けられたものであるが、現在増上寺の蔵書の中にこの本が見当たらない。第二次大戦の戦中戦後の異常事態の中に於いて、什物の疎開、空襲による伽藍の焼失、又宗教法人法改制により山内寺院が独立して行く等の混乱の間に、蔵書資料の散佚もあつた様で誠に残念である。その他、豊誉靈應本がある。縦二六・〇センチ、横五八二・〇センチ、四句の偈、手次状あり、裏書に続く朱印の中に「左」「右」の墨筆にて両手印がある。また元和六年^甲卯月十八日の奥書を持つ源誉存応本の『授手印』、そして章誉智典筆の『三卷書』等が所蔵されている。

他の異本奥書

(大譽眞奥書)

右依大信心信譽令授之處也依此趣彌勵大信心可遂

往生大事者也

享徳一年九月十七日

大譽 花押

(安譽花押本奥書)

右一宗淨土之奥義令授與泰崇畢

天正十二^甲申年霜月十五日

虎角安譽 花押

(浩譽花押本奥書)

夫累世之鐵墨今以令授附弟子滿譽畢爾而任相受之
旨令被願行之懇識仍如件

天正十三^乙西年初春十一日 甘庶氏浩譽 花押

(道光眞筆奥書)

正和六年^{丁巳}正月二十日望西樓沙門了惠以自筆傳
授之花押

(向阿眞筆本奥書)

傳聞祖師之興淨教也化導數十年焉學侶之承意氣也
門徒數十輩矣就中先師獨步義道同法皆折幔幢爰向
阿隨遂先師九年稟承眞宗幾許或夜侍座下深更語心
底先師示言予一期之間汝ヲシタテタルノミカ化導
之思出ニテアル也^云此事爲備一身之名譽構虛言^{夷則}
^{云者二尊明罰二候向阿花押}

聞芳言南呂告別離(最後之密談深納耳底生涯之底訓
悉印心裏而已今玄心法器稟于性鑽仰異他仍相傳之

儀道具付授之已畢宜仰萬代之軌範師一宗之善知識
則以手印爲法驗更後學不可疑

正和五年三月十九日

沙門向阿 花押

(名越境智本奥書)

此授手印者以鎮西上人御自筆之本所令書寫也而事

圓大德依有興法之志令傳授一流之義道者也仍拭老

眼加奥書矣

曆應五年^{壬午}卯月一日

境 智 花押

『授手印』序文の読法について

『授手印』序文の読み方については、古来からの伝承として漢音で読むと云われているが、これは文中の或る特殊な語句を漢音で読み、口伝としていのである。例をあぐれば次の如くである。

「門流」^{モンリユウ}、「浄土の金地」^{キンチ}、「念仏の明月」^{メイゲツ}、「明鏡」^{メイキョウ}、「白骨」^{ハツコツ}、「餘命」^{ヨメイ}、「向後」^{キヤウゴ}。

『末代念仏授手印』の注釈書

良忠

『領解末代念仏授手印抄』

一卷

『決答授手印疑問抄』 二卷

聖岡

『授手印伝心抄』 一卷

『領解授手印徹心抄』 一卷

『決答疑問銘心抄』 二卷

性心(性真)

『授手印決答見聞』 二卷

良心

『授手印決答受決抄』 二卷

『授手印決答要決』 二卷一冊

慶善(了晁慶善)

『授手印請決』 一卷

了月(英普了月)

『願授手印請決邪正義』 一卷

『授手印請決破清濁』 一卷

愚底(勢普愚底)

『授手印請決清濁』 一卷

敵宿

『決答鈔選要』 二卷

良天(良天聖觀)

『授手印決答聞書』 二卷

『領解末代念仏授手印鈔聞書』 一卷

袋中(袋中良定)

『授手印要積』 一卷

『授手印領解要積』 一卷

『決答要積』 一卷

良祐

『決答見聞』 二卷

註

① 『浄土宗全書』 十の一九頁。

② 林彦明 『昭和・新訂・三卷七書』 四五頁。

③ 『浄土宗全書』 十の一九頁。

④ 林彦明 『昭和・新訂・三卷七書』 一五頁。

⑤ 林彦明 『昭和・新訂・三卷七書』 三八頁。

⑥ 『浄土宗全書』 十の五八頁。

⑦ 『浄土宗全書』 十の一九頁。

⑧ 林彦明 『昭和・新訂・三卷七書』 「授手印解題」 二八頁。

⑨ 林彦明 『昭和・新訂・三卷七書』 三九頁。

(阿川文正)

『領解末代念仏授手印鈔』 解題

一、作者、良忠上人について

『領解末代念仏授手印鈔』一卷（以下、『領解鈔』と略称）の作者は浄土宗第三祖然阿良忠上人（以下敬称を略す）である。

了慧道光編『然阿上人伝』^①によれば、姓は藤原氏、父は円尊といい、比叡山東塔南谷大林房の法印宣雲の弟子で、後に石州（石見国、現在の島根県）に移住し、九十三歳で往生を遂げている。母は伴氏で、良忠の誕生については夢中に奇瑞の体験があったといわれている。

良忠は正治元年（一一九九）に石見国三隅荘で誕生した。承元三年（一二〇九）、十一歳の時、三智法師の『往生要集』の講義を聞いて浄土を欣慕し、建暦元年（一二一〇 十三歳）、鰐淵寺に於いて月珠房信暹に師事して、建保二年（一二一四 十六歳）、出家し登壇受戒、建保四年（一二二六 十八歳）、法照の『大聖竹林寺記』を読み、たちまちにして浄土教に帰依し、日課称名一万遍を行ったとされている。

以後、浄土教を中心として、顕密両教を学び、円信・信暹から天台と俱舍を、密藏法師・源朝阿闍梨から真言を受けている。また道元に対し質疑を行い、当時の南都の碩学について法相・三論・華嚴を学び、広く八宗を学んでいる。この時期の良忠の八宗兼学については、後の著作の中で多数引用されている経論からもその博識の一端が伺われる。

貞永元年（一二三二 三十四歳）、石州多陀寺に於いて専修念仏を行い、以後数年間に渡り不断念仏を修し、嘉禎二年（一二三六 三十八歳）九月七日、生仏法師の勧めにより、浄土宗二祖聖光に浄土の法門を学ぶ為に筑後国（福岡県）善導寺に赴き、九月八日に同国上妻天福寺に於いて聖光に面謁して弟子となり、翌嘉禎三年七月まで曇鸞・道綽・善導・法然の著作を伝授されたと伝えられる。

嘉禎三年八月一日、善導寺に於いて聖光から『授手印』と浄土宗相承の義と『徹選択集』を授受され、事実上聖光の後継者となる。そして八月三日、伝授された『授手印』について、その領解したところを『領解鈔』として撰述して、聖光から認可を受け、石州（石見国）に帰国し、以後十年間ほど石州と芸州（広島県）を中心に浄土の法門の弘通に尽力するのである。

宝治二年（一二四八 五十歳）、聖覚法印の妹である浄意尼の要請で上洛して『選択集』を講義し、さらに信州善光寺に於いて『観経疏』を講義し、以後関東地方に移動して浄土の法門を弘通し、この間に浄土教典籍の注釈を中心に多数の著作を撰述する。関東に移動後は約十年間下総国（千葉県）を中心に活動し、その後鎌倉地方を中心に著作並びに教化活動を行い、建治二年（一二七七 七十八歳）、京都に赴き、弘安九年（一二八六 八十八歳）、再び鎌倉の光明寺に戻った。

そして翌弘安十年（一二八七）六月十六日に病床に伏し、世寿八十九歳を以て七月六日に西化されたのである。

二、良忠上人の著作について

良忠は記主禪師と讃えられる如く数多くの著作を遺され、浄土宗義の発揚に尽力された。その著作を示せば左の如くである。

書名	巻数	所在	備考
領解末代念仏授手印鈔	一	浄全十	
浄土大意抄	一	浄全十	
選択伝弘決疑鈔	五	浄全七	
三心私記	一	浄全十	
定善義聞書	三	金沢文庫	
序分義聞書	一	金沢文庫	
玄義分聞書	三	金沢文庫	
無量寿経論註聞書	二	金沢文庫	上巻のみ現存
釈浄土群疑論聞書	七	金沢文庫	
法事讚聞書	二	金沢文庫	
往生礼讚聞書	一	金沢文庫	
決答授手印疑問鈔	一	浄全十	
観経疏伝通記	十五	浄全二	伝通記については三回校訂を行う
浄土宗行者用意問答	一	浄全十	
徹選択集鈔	二	浄全七	
浄土宗要集聴書	二	浄全十	
観経疏略鈔	八	浄全二	

無量寿経論註記	五	浄全一	
選択疑問答	一	浄全七	
安楽集私記	二	浄全一	
浄土宗要集	五	浄全十一	
浄土宗要肝心集	三	金沢文庫	
安楽集論議	一	金沢文庫	
俱舍論宗要集	一	金沢文庫	
釈摩訶衍論聞書	一	金沢文庫	
観念法門私記	二	浄全四	
往生礼讚私記	二	浄全四	
法事讚私記	三	浄全四	
般舟讚私記	一	浄全四	
往生要集義記	二	浄全十五	
選択伝弘決疑鈔裏書	一	浄全七	
看病用心鈔	一	安土浄厳院	

以上が良忠の著作の一覧である。

了慧道光編『然阿上人伝』には良忠の著作について、「其数五十卷、総名報夢鈔^②」と述べ、良忠の著作が総数五十卷有り、総称して「報夢鈔」というと説明している。

これら多数の著作により、曇鸞・道綽・善導・法然・聖光と続く浄土の法門について、各々の著作に対する詳細な註釈と、浄土の法門の体系的整理という作業が行われ、現在の浄土宗義の基礎が確立されたのである。

三、『領解鈔』撰述について

『領解鈔』は良忠の最初の著作であり、かつ聖光から浄土宗の法継として認知されるに至ったものである。

良忠は聖光との師弟関係について、『選択伝弘決疑鈔』巻第五では

弟子嘉禎二年九月八日詣天福寺始謁先師先師七十五二箇年間觀經疏法事讀觀念法門禮讀般舟讚論註安樂集選擇集刺被作加往生要集并十二門戒儀一一讀傳畢但至一般舟讚二者先師云上人在世未流布故不聞三口決今準二八軸義勢所授也又選擇集本有廣略略則高覽本有遺弟云廣本者執筆人為初心者後加三名目自有二少異一不如高覽本云此本先師所傳抑弟子有宿因值開曉但恨緣淺纔聞一遍先師對衆示曰我年闡齡頽在世不久思將來癡闇肝腑不安雖然我法授然阿畢法燈何銷然阿是予還盛年也遺弟對此人可決不審也雖爲弄言實是長思出也亦過分遺誠也

と述べ、『決答授手印疑問抄』巻上では

昔嘉禎丁酉三年七月六日上人在善導寺塔遣聖護房召愚昧付屬云我義付屬汝畢汝可傳來世故上人門徒中愚人多顯上人御義予門人亦可爾自非學生二者難傳師說故也其外每向諸人指愚昧示人云辨阿亡之後法門事可被問然阿然阿是辨阿之成盛年也

と述べている。

聖光は良忠への付法について『授手印』に於いて、

授手印

源空

弁阿

然阿

嘉禎第三歳卯月十日巳時

沙門弁阿在御判^⑤

と述べ、更に

今又弁阿以^テ相承^ノ之義竝^ニ私勘^ノ文徹選擇集^ヲ讓^ヘ與^ニ沙門然阿^ニ畢聞^レ之人慥^ニ信^シ之^ヲ行^シ之^ヲ可^シレ^テ遂^ク往^リ生^ラ仍^テ錄^ス之^ヲ以^テ手次^ト一^ニ

于時嘉禎第三歳八月一日

法然上人口決沙門弁阿在御判

と述べている。

また『領解鈔』^⑥では、良忠は自らその撰述について、

嘉禎三年八月三日於^テ善導寺^ニ草^{スル}記^ヲ之^ノ處^{ナリ}上人親^ク見^{タリ}之^ノ合^シ點^シ之^ヲ畢^ス 沙門然阿在御判
と述べている。

良忠は嘉禎二年九月八日に天福寺に於いて聖光と面謁して弟子となり、曇鸞・道綽・善導・法然の著作を中心として浄土の法門を研鑽し、その抜群の才学は短時日にもかかわらず聖光から法燈継承者として認められるに至るのである。

嘉禎三年四月十日に聖光から『授手印』の伝授を受け、七月六日に法燈継承者として大衆の前で認知され、八月一日には「相承之義」と『徹選択集』を伝授され、八月三日に『領解鈔』を草稿し、聖光から『授手印』を正義に理解していると認証されて、『領解鈔』に対して印可を受けたのである。

即ち『領解鈔』は聖光門下で研鑽を積んだ良忠が、聖光から受けた相伝の義を明らかに領解し、更にその領解に全くの誤解がない事を師聖光が証明した書物であり、ここに二祖三代の浄土宗義の確固たる成立を見ることができるとである。

四、『領解鈔』の構成

『領解鈔』の構成については、以下の如くである。

- ・『末代念仏授手印』に関する総論
- ・「末代」という呼称に関する一問答
- ・「手印」という呼称に関する一問答
- ・「五種正行」に関する六問答
- ・「助正分別」に関する二問答
- ・「三心横豎之意」に関する説明
- ・「至誠心」について三種の四句分別
- ・「深心」について三種の四句分別
- ・「廻向発願心」について四種の四句分別

- ・「至誠心」について二種の四句分別
- ・「深心」について二種の四句分別
- ・「廻向心」について二種の四句分別
- ・「三心」の四句分別等に関する十一問答
- ・「五念門」の典拠について
- ・「四修」の典拠について
- ・「三種行儀」の典拠について
- ・三心、五念門、四修が称名であることについて
- ・奥書

『領解鈔』は『授手印』解釈の内容として、『授手印』所説のいわゆる「六重二十二件」の典拠とその要旨を、特に「三心」の解釈と説明に重点を置いていることが伺われるのである。

五、『領解鈔』の内容

先述の構成の順序に従って『領解鈔』の内容を略述する。

- ・『末代念仏授手印』に関する総論
- 『領解鈔』はその冒頭に於いて「末代念仏授手印とは蓋し浄土宗の肝要なり」と述べ、『授手印』そのものの重要性を強調している。

良忠は『決答授手印疑問抄』巻上に於いても「末代念仏授手印事」という一項目を設定し、その結語に「此の手印は末代悪世の指南、念仏往生の目足なり。尤も以て珍重すべし。」と説明している。

また「瑞夢之告」については、『決答授手印疑問抄』巻上「末代念仏授手印事」の項目に、彦山の住侶の一例が挙げられてある。

・「末代」という呼称に関する一問答

ここでは「末代」とする理由について、法然滅後に法然の念仏往生の教えとは異なった様々な見解が現れ、称名念仏の行そのものが衰退し始め、それを憂慮した聖光が『授手印』を作成し、「末代」という呼称を付したと説明している。

このことは『授手印』の序文に聖光が自ら「上人往生之後には、其の義を水火に諍い、其の論を蘭菊に致て、還つて念仏の行を失い、空く浄土の業を廢す。悲きかなや、悲きかなや、いかんがせん、いかんがせん」とその心情を述べていることから知られる。

また『決答授手印疑問抄』巻上「末代念仏授手印事」^⑨にも「末代」と呼称する理由について言及している。

・「手印」という呼称に関する一問答

「手印」という呼称は真言宗が使用する術語であり、どうして浄土宗に於いて「手印」という術語を使用するのかという質問に対して、世間の王法でも齒印や手印を使用し、ここで「手印」と呼称することについて何等問題はないと説明している。

なお、この「手印」の説明について聖罔は『領解授手印徹心抄』に「真言宗の手印」と「世間の王法の齒印や手印」について注釈を行い、同じく『観経疏伝通記糅鈔』巻第二十一^⑪でも取り上げている。

・「五種正行」に関する六問答

この「五種正行」に関する六問答とは、

- 1 「五種正行」の典拠について
- 2 「五種」という呼称について
- 3 「読誦正行」と『観経』上品所説の「読誦大乘方等經典」との相違について
- 4 「觀察正行」と『観経』所説の十三種との関係について
- 5 十三観と「觀察正行」における觀察対象の相違について
- 6 「礼拝正行」と「讚歎供養正行」は『観経』に生因として明記されていないが、これらは正行になるといふことについて

以上の六項目である。

なお、「五種正行」の典拠については『観経疏』「散善義」^⑫を指示している。

・「助正分別」に関する二問答

この「助正分別」に関する二問答とは、

- 1 「助正分別」の典拠について

2 散善称名を「正業」とし、定善觀察を「助業」とする理由の二項目である。

「助正分別」の典拠については、『観経疏』「散善義」^⑬を指示している。

散善称名を「正業」とし、定善觀察を「助業」とする理由については、口称の一行は阿弥陀仏の本願に順ずるが故に「正業」であり、その他の四種の行は阿弥陀仏の本願ではないから「助業」であると説明している。さらに、念仏が定散二善に通ずると説明している。

・「三心横堅之意」に関する説明

ここでは「三心横堅之意、之を思て知るべし」と述べ、『授手印』所説の「横・堅の三心」について強調している。

・「至誠心」について三種の四句分別

これより以下、『授手印』所説の三心説について、さらに詳細な四句分別を行い、その重要性を強調している。

『授手印』所説の四句分別と、『領解鈔』所説の四句分別とを比較してみると、良忠が『授手印』所説の四句分別をいかに展開させているかが知られるのである。

『授手印』	『領解鈔』
一向虚假心 外實内虚之人也	(虚實四句) 一向虚假心 内虚外實 全不住生

一向誑惑度世之人也
全此人不可得往生也

一向真實心

內外俱實之人也

是淨土宗之行者也

決定往生之人也

虛實俱具心

半實半虛之人也

若得往生若不得往生

是人不定之機也

非虛非實心

是常世罪人也

(又入念佛之後四句)

多虛少實

誑惑心多往生心少

決定不可往生

多實少虛

往生心多誑惑心少

若可往生

多少俱實

一向至誠心之念佛者也

決定往生之人也

多少俱虛

一向無往生心之人也

一向真實心

內外俱實

決定往生

虛實俱具心

半實半虛

不定往生

非虛非實心

未歸淨土

全不往生

(多少四句)

多虛少實

不得往生

多實少虛

若可往生

多少俱實

決定往生

多少俱虛

全不往生

<p>(又有四句)</p> <p>始虛終實 往生人也</p> <p>始實終虛 不得往生之人也</p> <p>始終俱實 決定往生之人也</p> <p>始終俱虛 決定不得往生之人也</p>	<p>(始終四句)</p> <p>始虛終實 廻心往生</p> <p>始實終虛 退者下種</p> <p>始終俱實 決定往生</p> <p>始終俱虛 全不往生</p>
--	---

『領解鈔』では『授手印』所説の四句分別について、「虚実・多少・始終」の三種の四句分別に整理を行い、各々の往生の得不得を述べている。

・「深心」について三種の四句分別

次に、「深心」についての三種の四句分別について、「至誠心」と同様に『授手印』と『領解鈔』所説の四句分別の比較を行う。

<p>『授手印』</p> <p>(此有四句)</p> <p>一向疑心 決定不得往生之人也</p> <p>若又有一分之往生歟</p> <p>一向信心 決定往生之人也</p>	<p>『領解鈔』</p> <p>(信疑四句)</p> <p>一向疑心 全不往生</p> <p>一向信心 決定往生</p>
---	--

信疑俱心 不定往生之人也

若得往生歟

若不得往生歟

非疑非信心 非一向往生之人

信疑俱具心 不定往生

非疑非信心 全不往生

(多少四句)

多疑少信 不得往生

多信少疑 若可往生

多少俱信 決定往生

多少俱疑 全不往生

(又有四句)

始終終信 得往生之人也

始信終疑 不得往生之人也

念佛退轉之人也

始終俱信 決定往生之人也

淨土宗所教念佛者也

始終俱疑 非決定往生之人

(始終四句)

始終終信 迴心往生

始信終疑 退者下種

始終俱信 決定往生

始終俱疑 全不往生

『領解鈔』では『授手印』所説の四句分別について、「信疑・始終」と整理し、「至誠心」の説明に合わせて「多少」を加えて三種の四句分別を展開している。

・「廻向発願心」について四種の四句分別

『領解鈔』では「廻向発願心」について四種の四句分別を説明している。ここも「至誠心・深心」と同様に『授手印』と『領解鈔』の比較を行いたい。

<p>『授手印』</p>	<p>『領解鈔』</p>
<p>(有四句)</p> <p>有願無行 非宗心 無願有行 非宗意 有願有行 此淨土宗心也 無願無行 非宗心 世間之心也</p> <p>(又有四句)</p> <p>西方廻願 此淨土宗之本意 念佛行者之願也 餘事廻願 是非宗心也</p>	<p>(行願四句)</p> <p>有願無行 有行無願 有願有行 無願無行</p>

若願壽命長遠

若願福人

人所望各別也

西方餘事廻願 是半宗心

半非宗心

又得往生願之

又得所望願之

非西方廻願非餘事廻願

是世俗之輩也

(西方餘事廻願四句)

一向西方廻願 決定往生

一向餘事廻願 全不往生

二俱廻願 不定往生

二不廻願 全不往生

(多少四句)

多西少餘廻願 若可往生

多餘少西廻願 不得往生

	多少西方廻願	決定往生
	多少餘事廻願	全不往生
(始終四句)		
	始西終餘廻願	退者下種
	始餘終西廻願	廻心往生
	始終西方廻願	決定往生
	始終餘事廻願	全不往生

『領解鈔』では『授手印』の第二の四句分別について、「西方余事廻願・多少・始終」の三種の四句分別を展開している。

続いて『授手印』の「三心」の四句分別は七種（至誠心・3、深心・3、廻向発願心・2）であるが、ここでは至誠心に準じて十種（至誠心・3、深心・3、廻向発願心・4）を挙げると述べている。

・「至誠心」について二種の四句分別

さらに「至誠心」について、詳細にその内容を説明する為に、二種の四句分別を追加している。
 以下がその二種の四句分別である。

1…（「一向実」を以て「多少虚実」に対する四句）

一 始一向実、終多虚少実

- 二 始多虚少実、終一向実
- 三 始多実少虚、終一向実
- 四 始一向実、終多実少虚

2…「一向虚」を以て「多少虚実」に対する四句

- 一 始一向虚、終多虚少実
- 二 始多虚少実、終一向虚
- 三 始一向虚、終多実少虚
- 四 始多実少虚、終一向虚

・「深心」について二種の四句分別

「深心」についても「至誠心」と同様に、二種の四句分別を追加している。

1…「一向信」を以て「多少信疑」に対する四句

- 一 始一向信、終多疑少信
- 二 始多疑少信、終一向信
- 三 始一向信、終多信少疑
- 四 始多信少疑、終一向信

2…「一向疑」を以て「多少信疑」に対する四句

- 一 始一向疑、終多疑少信

- 二 始多疑少信、終一向疑
- 三 始一向疑、終多信少疑
- 四 始多信少疑、終一向疑

・「廻向心」について二種の四句分別

「廻向心」についても同様に、二種の四句分別を追加している。

1…（「一向西方」を以て「多少余西」に對する四句）

- 一 始一向西方、終多余少西廻願
- 二 始多余少西、終一向西方廻願
- 三 始一向西方、終多西余少廻願
- 四 始多西少余、終一向西方廻願

2…（「一向余」を以て「多少余西」に對する四句）

- 一 始一向余、終多余少西廻願
- 二 始多余少西、終一向余廻願
- 三 始一向余、終多西少余廻願
- 四 始多西少余、終一向余廻願

以上、六種の四句を追加することにより、合計十六種の四句分別を『領解抄』で説示している。

・三心の四句分別等に関する十一問答

次に、先に説明した計十六種の四句分別を中心に、「三心」について、十一の問答を設定している。

1 第一問答では四句の同異について説明し、聖問『徹心抄』には『領解鈔』の本文について具体的に指示を行っている。

2・3 第二・第三問答では四句の相対について説明し、聖問『徹心抄』には本文について具体的に指示を行っている。

4 第四問答では四句の混乱について区別し、聖問『徹心抄』には混乱の内容について指示を行っている。

5 第五問答では「虚実俱具」と「始終虚実」の同異について分別している。

6・7 第六・第七問答では「多実少虚の者」の往生得不得について説明している。

なお、聖問『徹心抄』には第五・第六・第七問答は「至誠心」に関する内容を注釈している。

8・9 第八・第九問答では疑心往生について言及している。^⑭

10 第十問答では疑心往生について、『十住毘婆娑論』^⑮と『往生礼讃』^⑯の内容を会通している。

11 第十一問答は「三心」に関する説明の総結であり、念仏信心について退・不退の四句を設置する理由を説明している。

以上が十一問答の概略である。

良忠が「三心」に関してこのように詳細に説かれているということは、浄土宗義に於ける「三心」の重要性を物語り、又、当時の法然教団に於ける「三心」に対する様々な異説の存在と、それに対応する論拠の必要を物語るものと考えられる。

この『領解鈔』所説の「三心」の説明は、『授手印』所説の「三心」説に基づいた上で展開しており、換言するならば、善導・法然・聖光へと続く浄土宗義の正統的相承そのものに、この「三心」説の論理的根拠を有していると考えられる。

・「五念門」の典拠について

『領解鈔』では「五念門」の典拠について、世親『往生論』^①を指示している。

・「四修」の典拠について

「四修」の典拠については、『往生礼讃』^⑧と『西方要決』^⑨を指示し、それらの典拠として『摂大乘論』^⑩を指摘している。

・「三種行儀」の典拠について

「三種行儀」の典拠については、『往生要集』^⑪と『観念法門』^⑫を指示している。

・三心、五念門、四修が称名であることについて

『授手印』奥図所説の三心・五念門・四修が称名であることについては、「細しく尋て了すべし」と述べ、明言を避け口伝によることを説明している。

・奥書

奥書には嘉禎三年八月三日、善導寺に於いて良忠が『領解鈔』を草稿し、聖光から直接認可を受けたことを述べている。

六、『領解鈔』の諸本・版本

諸本

林彦明勸学の『三卷七書』に収められている『領解鈔』の底本は、西普聖聡の自筆本が無いため、明普了智花押本(増上寺蔵)を用い、その他の異本を対校して、字語の相異を脚注として抄出している。掲載されている写本の異本は、

- (一) 明普了智所持本(増上寺蔵) 奥書年号欠。
- (二) 鎮普魯耕花押本(増上寺蔵) 応永四年(一三九七)三月十二日の奥書。
- (三) 浩普聡補本(知恩院蔵) 天正十三年(一五八五)正月十一日の奥書。
- (四) 安普虎角(生実大巖寺蔵) 天正十二年(一五八四)曆仲冬望日の奥書。
- (五) 名越道残本(越前西福寺蔵) 永祿九年(一五六六)四月二十五日午剋写畢の奥書。
- (六) 皎普要信本(増上寺蔵) 宝曆九年(一七五九)二月七日の奥書。

等である。

かつて浄土宗教学院より研究助成金を頂戴し、柴田哲彦氏と有縁の諸寺を訪ねて『授手印』伝来本並びに五重伝巻等、伝法関係資料の調査に出向したことがある。調査中は『三卷七書』を携え、林彦明勸学の解題を参考にしながら

原本調査を行った。資料が一本の伝書である故、威儀を正して調査したことを感銘深く思い出すものである。特に『三卷七書』の解題中、異本考証の解説には、原本調査の正確さに三歎させられた記憶がある。

故に現存する『領解鈔』の原本の紹介を、林彦明勸字の『三卷七書』の解題を参考にして、以前、増上寺・知恩院・西福寺・新知恩院・大巖寺等を訪れて調査をした資料を再確認しながら、左に書き留めて紹介することとする。先ず『領解鈔』には、西誉聖聡の自筆本が現存しないため、増上寺に所蔵されている明誉了智花押本が重視され、『三卷七書』の底本にもなっている。

(一) 明誉了智花押本(増上寺蔵)

卷子本 長サ 二八〇・二センチ 高サ 一六センチ

表装 絹鼠色無地

題簽 領解末代念仏授手印抄

袖 長サ 一六・九センチ

本文 野匡共ニ無シ

用紙 烏ノ子

奥書 右第三重任記主人御製作令伝受弟子聡誉已畢守此旨可弘通処如件

嘉吉二年^{壬戌}五月一日

明誉花押

(二) 明誉了智所持本(増上寺蔵)

この外に、増上寺には明誉了智の所持本と思われる『領解鈔』がある。文前の余白右肩に「三重卷」とあり、その

下に「明普」と記されている。「三重巻」とは、五重伝法第三重の『領解鈔』のことである。

卷子本 長サ 二六八センチ

表装 絹鼠色無地

袖 長サ 一六・六センチ

本文 墨野匡 一八センチ 十七字詰

用紙 泉貨

奥書 欠

(三) 鎮普魯耕花押本(増上寺蔵)

鎮普花押本には、奥書に「了普在判」「鎮普花押」とあるのを見れば、曾って増上寺に伝えられていたであろう了普聖罔伝承本の写本と見るべきである。内容は明普本と同一である。

卷子本 長サ 二七五・七センチ

表装 絹鼠色無地

題簽 領解末代念仏授手印抄

袖 一六・三センチ 金箔散ラシ

本文 墨野 一七・八センチ

用紙 泉貨

奥書 正本右以代々相伝之正本令校合並伝受已畢早以此旨可被弘通状如件

于時二年^(四)丁丑六月十二日

了譽在判

鎮譽花押

またこの外、この系統に属するものに天正十三年（一五八五）正月の奥書を有する浩普聡補本（知恩院蔵）あり、生実の大巖寺には安普虎角の『領解鈔』等が蔵されているが（前記参照）、詳しくは林彦明勧学の『三卷七書』の解題を参照されたい。

異本奥書

（浩譽本奥書）

右上來之所受如前之爰亦滿譽授之以此旨可被遂蓮

花化生之支證如件

天正十三^{乙酉}年正月十一日

日種氏浩譽 花押

（虎角本奥書）

右眞宗之祕典令讓與泰崇畢

天正十二年^{甲申}曆仲冬望日

虎角安譽 花押

(名越良智本奥書)

舊本云此書一流相傳龜鏡也覺天上人御筆寫也于時永祿九年四月二十五日午尅寫畢良智判

(皎譽本奥書)

此領解鈔任代々之所傳以令授與濟譽定道畢

寶曆九^己卯二月七日龍澤山大巖寺第二十七主

傳燈佛子 皎譽 花押

版本

『領解鈔』は、古来より伝法書の中の一つとして尊重され、慎重に扱われて来たものである。口伝書と云う意味からして、江戸末に至って始めて開版された。即ち左の如くである。

- (イ) 嘉永四年版(大谷大・竜谷大蔵)(二八五一年)
- (ロ) 元治二年版(大谷大・竜谷大蔵)(二八六五年)
- (ハ) 明治刊行義山本(知恩院蔵版)

七、『領解鈔』の注釈

『領解鈔』の注釈書として、

- 1 聖罔『領解授手印徹心抄』（浄全十所収）
- 2 聖観『領解末代念仏授手印聞書』（浄全統十所収）
- 3 良定『領解鈔要釈』一軸（福島増福寺蔵）
- 4 良定『領解鈔要釈』一軸（京都檀王法林寺蔵）

以上、四種の典籍が挙げられる。

聖罔『領解授手印徹心抄』は白旗系統の注釈であり、聖観『領解末代念仏授手印聞書』は名越系統の注釈である。

なお、各々の注釈に於いて、その内容を異とする部分が指摘されるが、これは『領解鈔』に関する聖罔と聖観の解釈の相違点であると同時に、白旗・名越に於ける伝法上の解釈の相違点でもある。

また、この他に『三卷書』の注釈として講録された典籍もあり、これらも『領解鈔』の注釈書として位置付けることができる。

この『領解鈔』という典籍は『授手印』所説の特に「六重二十二件」について、良忠が領解した所を撰述したものである。

「六重二十二件」の中で、「三心」に重点が置いてあることは、詳細な四句分別により、念仏行者に対して安心の重要性を提示し、同時に念仏行者自身の自己認識を促し、また四句分別に合わせて往生の得不得を説明することにより、阿弥陀仏の本願に対する確固たる信仰の必要性を念仏行者に解き表していると考えられる。

この『領解鈔』は良忠の著作である「報夢鈔」五十余巻中、最初の著作であり、『領解鈔』によって聖光から良忠へと浄土の法灯が継承され、大きな展開をみるのである。

以上のことから『領解鈔』が有する存在意義は極めて重要であり、『領解鈔』は聖光から良忠へ伝承された「伝書」として位置付けすることができる。

また、『領解鈔』は聖罔により組織化された「五重相伝」の第三重に位置している。

「五重相伝」の構造は

初重	知機	『往生記』	源空
二重	法(行)	『授手印』	弁阿
三重	解	『領解鈔』	然阿
四重	証	『疑問鈔』	然阿
五重	信	『論註』	十念伝 曇鸞

となっており、機・法・解・証・信に基づいて相伝される。

この「五重相伝」の中で『領解鈔』は第三重に「解」を相伝する伝書である。これは初重に自身の機を知った上に二重「本願念仏」という「法」(行)を受け、三重に自身の機を知り「本願念仏」を実践することによって往生すること疑いなしと領解することから、第三重において「解」を相伝する伝書として『領解鈔』が位置付けられている。

この第三重の「解」の内容である「自分自身の機根を知る(信機)」と、「浄土一宗の義と浄土一宗の行を知る(信法)」とに対する明確な理解と確固たる信仰こそが、良忠の『領解鈔』撰述の意図であり、ここに、『領解鈔』の「伝書」としての意義が存在するのである。

註

- ① 『浄土宗全書』 十七の四〇六頁～四二二頁
- ② 『浄土宗全書』 十七の四〇頁
- ③ 『浄土宗全書』 七の三四七頁
- ④ 『浄土宗全書』 十の二七頁
- ⑤ 昭和新聞『三卷書並授菩薩戒儀』所収
『末代念仏授手印』四〇頁
- ⑥ 昭和新聞『三卷書並授菩薩戒儀』所収
『領解末代念仏授手印鈔』六四頁
- ⑦ 『浄土宗全書』 十の二八頁
- ⑧ 『浄土宗全書』 十の二八頁
- ⑨ 『浄土宗全書』 十の二八頁
- ⑩ 『浄土宗全書』 十の二八頁
- ⑪ 『浄土宗全書』 三の四七五頁
- ⑫ 『浄土宗全書』 二の五八頁
- ⑬ 『浄土宗全書』 二の五八頁
- ⑭ この「疑心往生」について、聖光・良忠当時の「疑心往生」説と「辺地胎生」説とが背景にあると考えられる。例えば隆寛は『極楽浄土宗義』（増補改訂『日本大藏経』第九〇卷・一八九頁～二〇五頁）に於いて「辺地胎生」説を強調し、聖光は『西宗要』（『浄土宗全書』一〇・一九九頁・上～下）に「辺地胎生事」という項目を設定し

ている。

- ⑮ 大正新修『大藏經』二六の四三頁
- ⑯ 『浄土宗全書』四の三五頁
- ⑰ 『浄土宗全書』一の一九三頁
- ⑱ 『浄土宗全書』四の三五五頁
- ⑲ 『浄土宗全書』六の六〇四頁
- ⑳ 大正新修『大藏經』三一の二〇九頁
- ㉑ 『浄土宗全書』十五の一〇八頁〜一二二頁
- ㉒ 『浄土宗全書』四の二二六頁

(阿
川
文
正)

『往生記投機抄』 解題

本書は宗祖法然上人作とされる『往生記』を浄土宗七祖で五重伝法の創始者でもある聖岡が注釈した書である①。

『往生記』は五重伝法の中核となる三巻書の一巻となつてゐるが、三巻書の注釈書を七巻書、または七書とも称している。『往生記投機抄』も七書の一つで、古より浄土宗伝法上で尊重され今日まで伝承されている書である。

本書の解題としては既に明治年間より刊行された『浄土宗全書』二二巻所収解題として森本眞順師が解説され、昭和十三年には林彦明師が『昭和三巻七書』で題号、内容、異本、末釈にわたつて詳しい考証をくわえ、解題を記述され、昭和四十六年に『浄土宗全書』九巻所収解説で小沢勇貫師が要を得た解説をされている。

題号について

本書は上述のごとく三巻書の一つ『往生記』を注釈した書であるが、『往生記投機抄』の「投機」とは、一般的な解釈例としては諸橋轍次氏著『大漢和辞典』に「大悟徹底して仏祖の心機に合すること」②と解されているが、了暁慶善の記する『初重指南目錄集』上においては

仰西蒼云投者至也。イタルト可レ讀。至_ル浄土機_ノ名_ヲ爲_ス投機_ト。第五愚鈍念佛第一機。是正浄土投機也。凡_テ於_テ宗_ノ。皆_レ可_レ有_ス投機_ト。且_ク如_ク禪宗_ト。至_テ向上_ノ一關不理會所_ト。以_テ爲_ス彼宗投機_ト③。

と記して各宗に「投機」なる義あることを述べ、禪宗の例を挙げた上で、同じく浄土宗においては「投」を「至」と解して、浄土に至る機、と了解するのだとしている。すなわち題号の意は伝書『往生記』に示される一一の機を知解した上で、愚鈍念仏往生第一の機に至るを知解する書という意である。

構成内容

本書の構成は『往生記』の構成にしたがって、問答型式をもって順次に注釈が施される内容となっている。本書冒頭で、

今將^マ釋^ニ此^セ往生記^ヲ大分^テ爲^レ二。一^ニ從^リ初^ニ至^テ三^ニ十六^ニ重^ニ終^ニ一^ニ是^ニ正^ニ釋^也。二^ニ從^リ三^ニ末^ニ代^ニ衆^ニ生^ト一^ニ已^ハ下^ニ惣^ニ結^也④

と記すごとく、大きく正積分と惣結分とに分け、正積分で最初に、一として『往生記』説示の「難遂往生機」十三人を挙げ、はじめの四人は至誠心に翻対し、つぎの四人は深心に翻対し、つぎの四人は回向発願心に翻対し、後の一人は広く三心に翻対することを問答体をもって解説している。

つぎは、二として「四障四機」においては同じく問答をもって卑下心と卑下慢心との相違を論じている。さらに、三として『往生記』に説く「種々往生機」を挙げ、大きく五分して

- 一、智行兼備念仏往生機
- 二、義解念仏往生機
- 三、持戒念仏往生機
- 四、破戒念仏往生機
- 五、愚鈍念仏往生機

以上五の念仏往生機を記し、その機ごとに、宗の本意と、非本意をもつて分別した上で、愚鈍念仏往生の機こそが正しく宗の本意であつて、また発迹入源門で単心の大信であることを説いている。

惣結分については

惣結分^ノ和字^ノ法語^ハ、無^キ別^ノ子細^ニ故^ニ不^レ釋^レ之^ノ耳^畢⑤

と記して、あえて解釈をほどこさず、法語として名高い『一紙小消息』が記される和字段については、そのままを、そのまま直受すべきとの意を示している。

諸伝本について

林彦明師が『昭和三卷七書』^{新訂} 解題で指摘しているごとく、古写本としては生実大巖寺に蔵される「安誉虎角自筆本」が現存する唯一の伝写本であつて、『昭和三卷七書』^{新訂}の底本とされている。

他に版本として、慶安元年（一六四八）極月開版の本がある。林彦明師は七書第七卷『銘心抄』下巻の最尾に「慶安元年極月 日 洛陽□□通 左□開版」^⑥の刊記があるを記し、「慶安版」の文言内容は「安誉虎角本」と酷似しており、両本の内容がほぼ合致していることを林師は指摘している。

「慶安版」が開版されて約百年後、宝暦二年（一七五二）に小松谷慈光によつて「宝暦版」が刊行されている。この版の特色は冠頭部に古版（慶安版を指す）と詳細に校合し、その校異を記していることにある。七書の字句を検証するには好資料と言えよう。

他に「安政版」と称する版本があるが、その本は『昭和三卷七書』^{新訂} 解題で指摘のごとく「宝暦版」の覆刻本となっている。

- ① 奥書に「明德元年^{庚午}十一月廿八日空師七代弟子了譽記之在判」とある。『昭和^{新訂}三卷七書』九頁参照
- ② 諸橋轍次『大漢和辞典』第五卷一三六頁
- ③ 『浄土伝灯輯要』上卷四一丁
- ④ 『昭和^{新訂}三卷七書』所収『往生記投機抄』一頁
- ⑤ 『昭和^{新訂}三卷七書』所収『往生記投機抄』九頁
- ⑥ 「慶安元年極月 日 開板」とのみ記する版も流布している。

付記

当書本文中には不収載としたが、底本『昭和^{新訂}三卷七書』所収『往生記投機抄』に（備考）として記載される文を左に付記する。

（備考）慶安版本奥書記「御本云明德元年^{庚午}十一月廿八日空師七代弟子了譽記之在判」寶曆版本亦同、安政版本右奥書次如左記

異本伝

干時應永十一年九月九日酉譽 判在

（柴田 哲彦）

『授手印伝心抄』 解題

本書は、浄土宗二祖聖光房弁長の述作した『末代念仏授手印』一卷に対する註釈書（末疏）の一であり、浄土宗第七祖了普聖罔の著作になるものである。

聖罔（一三四一〜一四二〇、暦応四〜応永二七）は古くから浄土宗中興の祖とあがめられた傑僧であり、寓宗、附庸宗等と呼ばれ軽んじられていた浄土宗の教団組織を整備して他宗に匹敵するものとし、また従来不統一であった浄土宗義をまとめあげた人物として知られているが、その功績の最大のものとして伝法制度の確立があげられる。すなわち聖罔は、一宗の僧侶たるためには必ず宗戒兩脈を相伝しなければならぬとし、伝宗としていわゆる五重相伝の法を制定したのである。それは初重として法然上人（以下敬称略）作と伝える『往生記』一卷、二重として二祖弁長の『末代念仏授手印』一卷、三重として三祖良忠の『領解末代念仏授手印鈔』一卷、四重として同じく良忠の『決答授手印疑問抄』二巻、五重として曇鸞の凝思十念伝の次第を立て、機・法・解・証・信の網格にのっとり宗義を相伝し血脈を伝授することをいう。さらに聖罔は五重の内容をいっそう明確にするために、自ら『往生記投機抄』一卷、『授手印伝心抄』一卷、『領解授手印徹心抄』一卷、『決答疑問銘心抄』二巻を著し、各々を順に初重から四重に配当した。ここに浄土宗の伝法書として、いわゆる三巻（『往生記』一卷、『授手印』一卷、『領解抄』一卷）七書（『投機抄』一卷、『伝心抄』一卷、『徹心抄』一卷、『疑問抄』二巻、『銘心抄』二巻）が整えられたのである。

本『授手印伝心抄』は、『授手印』の精神を誤りなく伝えるために撰述されたものであるが、その構成は左記のようになっている。

一、大綱

- ① 述作由来門
- ② 指授奥旨門

二、義趣（入文解釈）

- ① 序文
- ② 正釈（正本）

奥図事

まず述作由来門では、聖光門下の数阿（修阿）と敬蓮社（教蓮社）とが至誠心の体について意見を異にし、数阿の弟子・満願社が師に背いて敬蓮社に与した、そのことを憂えた聖光が、宗祖法然の教えを誤りなく後世に伝えるために述作されたのが『末代念仏授手印』であると述べられている。

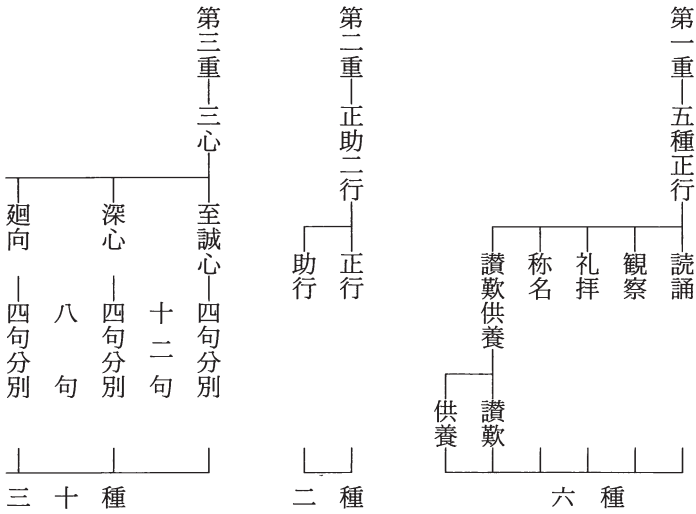
次に指授奥旨門では、五種正行、助正二行、三心、五念、四修、三種行儀等は全て称名念仏の一行三昧に結歸するが、それは善導の『往生礼讃』前序に明かされるものであるとされている。

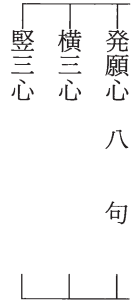
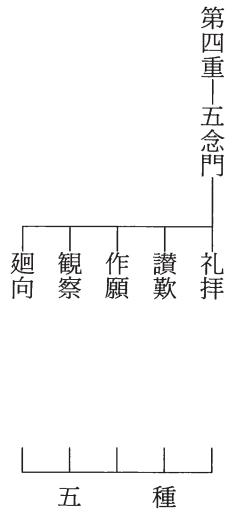
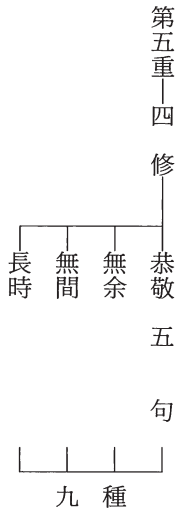
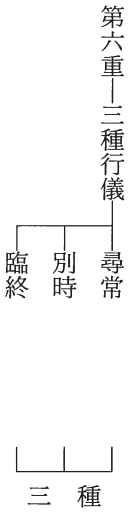
引き続き『授手印』序文を解説し、さらに本文については口伝を用いて解釈されているが、『授手印』と併せ読むならば、その内容を理解することは困難ではない。要は六重（五正行、助正二行、三心、五念門、四修、三種行儀）二十二件五十五種の法数がついに一行三昧の具徳となすことを明らかにするものである。ちなみにその五十五の法数

とは、図示すれば以下のようなになる。

(六重) (二十二件)

(五十五法数)





なお、本『聖典』では、林彦明校訂『昭和三卷七書』(昭和十三年発行)所収本を底本としているが、さらにその底本は増上寺蔵の西誉聖聡自筆本である。

この増上寺本の体裁を、書誌学的に紹介すると以下のようなになる。

・方冊大和綴(元々粘葉綴であったものを別に表紙を加えて方冊に改修したものであろうか。)

縦―一九・八センチ

横―一五・六センチ

・表紙は薄渋色、本文一〇枚(内題を含む)二〇頁、一頁(半面)七行・一四〇一七字詰めで不統一、返り点・送り仮名あり。

・用紙は美濃紙、ただし保存を考えてか一葉ごとに表面に薄紙が張られており、読みにくい。

・外題―伝心抄 西誉上人筆

内題―伝心抄

この奥書によると、この伝書は応永四(一三九七)年五月、了誉聖罔によって記述され、それより六年後の応永一〇年九月に弟子西誉に授けられた。その了誉在判の本を永享四(一四三二)年十月に西誉が筆写校了したことがわかる。そしてこの本は念誉是昌が伝持していたものらしいが、その念誉については明らかでない。

この本以外に写本としては生実大巖寺蔵安誉虎角自筆本があるが、両者共に内容はほぼ同一である。さらに版本としては慶安、宝曆、安政各本がある。

(虎角本奥書)

本云

應永二年五月廿九日辨師六代弟子了譽記之

安譽雲潮廿二歲之時
書之

(異筆) 弟子穩蓮社令授與畢

釋道譽 花押

(阿川文正)

『領解授手印徹心抄』 解題

本書は、浄土宗三祖然阿良忠の『領解末代念仏授手印鈔』に対する註釈書として、『伝心抄』と同様、了普聖岡の著作の1であり、七巻書に含まれるものである。

その内容は、最初に『領解末代念仏授手印鈔』の題名を解釈し、次に三心の四句分別につきわかりにくい箇所を説明し、『領解鈔』における十六種六十四転の各句の関係を明らかにし、最後に『領解鈔』所収の十一番問答について詳解するものである。いささか煩瑣の感を否めないが、『領解鈔』と比較しながら読むならば、理解することは容易であろう。

本聖典本の底本は、『授手印伝心抄』と同様、昭和十三年発行の林彦明本であるが、さらにその底本も同じく増上寺所蔵の西普聖聡自筆本である。この増上寺本の体裁も、『伝心抄』とほぼ同一であるが、重要な点は本文末尾の1頁分が脱落していることである。

すなわち本聖典漢文の七九頁九行の「何云若可往生乎。今不然。云一向不可往生浄土……」の「乎」以降が欠落しており、その欠落部分については生美大蔵寺所蔵の安普虎角自筆本によって補っている。

この虎角本の奥書によるならば、本書の執筆は明徳元（一三九〇）年十一月になされたものであるらしい。また『伝心抄』と同様版本として慶安、宝曆、安政各本がある。（阿川文正）

『決答授手印疑問抄』解題

『決答授手印疑問抄』二巻は、浄土宗第三祖然阿記主良忠上人（一一九七—一二八七）の作である。いわゆる『授手印』の本末を構成する三書の一で、同じく良忠上人作の『領解末代念仏授手印抄』一巻と共に、浄土宗第二祖鎮西聖光房弁長上人（一二六二—一二三八）作の本書『末代念仏授手印』に関する重要な未書である。浄土宗第七祖了譽聖阿上人（一二四〇—一二四一）に至つて、三書ともに五重伝書と定められ、機・法・解・証・信の次第では、初重『往生記』二重『末代念仏授手印』三重『領解末代念仏授手印抄』に次いで四重の証を明すが、この『決答授手印疑問抄』（以下『決答抄』と略称）である。『末代念仏授手印』の内容についての不審な点の数々に対して、相伝の正義をもつて答えた書物の意で、問者は上総国周東（千葉県）の住人在阿弥陀仏であり、答者は良忠上人である。

一、述作の由来

本書述作の因縁は序文に詳しい。在阿という人物は鎮西上人の『末代念仏授手印』（以下『授手印』と略称）に導かれて念仏門に入り、同じく鎮西上人の『念仏名義集』に依つて浄土往生の意を得て念仏の信仰を深めていた。ところがたまたま他流の学者の『観経疏』の講説を聴いたり、法然上人門下の人の説法を聞くたびに、これらの主張

と『授手印』の教えとが相違することを感じるに至った。そこで、法然上人の弟子という禅勝房（遠江国蓮華寺住―静岡県）や渋谷の道遍（道弁・道偏・道偏―相模国大庭御厨石川里―神奈川県）に正義を尋ねたけれども要領を得なかった。ただこの時道遍は、在阿に道遍自身が法然上人の弟子になった因縁を告げ、証空上人や隆寛律師の義は、法然上人の教えを知らない義とし、鎮西上人こそは法然上人の義を正しく相承した人物ということを教えた。そして『授手印』の不審は、鎮西上人の弟子良忠上人（当時下総国薩差庄福岡―千葉県―に在住）に問うべきことを勧めた。そこで在阿は康元二年（二二五七）正月十七日に良忠上人のもとを訪れ、『授手印』の疑問を提して、口伝の正義をもつて決答してほしいと要請したのである。時に良忠上人は五十九歳であった。『決答抄』の序文には、

先聞の趣き、載せて後輩の疑いに答えおわんぬ。かくのごとき間、書、両卷を成ず。日は三旬に及べり。在阿、疑いを決して帰えりおわんぬ。

とあるから、本書は一カ月でできあがったのである。脱稿後に書かれた序文の日付は、康元二年（二二五七）二月十八日記となっている。

因みにこの『決答抄』の序文は二種あるので、少しふれておこう。

良忠上人の弟子藤田流の唱阿性心の『授手印決答見聞』二巻の下巻の奥書には、

師の云わく、決答の序に両本あり。初めに然阿、在阿の物語を聞いて、自筆にこれを記し、後に石川の禅門（道遍）に対して正説を聞き、これを添削す。添削の本は性阿（唱阿）の自筆なり。両序俱に草本の袖にあり。付法の言を書いて手を授く。云今彼の御本を以てこれを写すなり。云委細は別紙の如し。（浄全一〇・八四）

とあり、またこの性心の弟子の持阿良心の『授手印受決抄』二巻の上巻の初めにも、

上人（良忠上人）両巻の鈔を記す。性心の本最初に御草案を記し、これを諸本の本とす。性心一本を書して進む。

上人、在阿の記す所に就いて序を製す。在阿この上人の自記の鈔を持ち、石川の禪門が許に行く。禪門、抄を拝見していわく、これこそ上人（法然上人）の御義なり。ただし、序文に相違あり。云
とあり、また、

上人（良忠上人）石川に至りて往復十四、五日なり。上人、禪門の物語を聞いて前の序を改め、重ねて序を記す。ゆえに性心の決答（抄）には両序あるなり。（浄全一〇・八七）

とある。これが『決答抄』に序文が二種類存在する事情である。添削以前の序文は、良忠上人の自筆の分で、性心の『授手印決答見聞』の下巻の奥に『然阿上人御自筆序云』として「決答授手印疑問鈔卷上并縁起」と題する序文の全部を載せている。

以上の性心および良心の言に依ると、『決答抄』の本文は道遍の聴聞通りの法然上人の義であったが、序文に相違があったので、良忠上人は添削を施した。ただし、今、両序文を較べて見ても大差はない。在阿の念仏門帰入の因縁や、道遍についての記事に少異を伺う程度である。

二、本文の概観

決答授手印疑問抄 卷上

序文（序分）

決答授手印疑問抄述作の緣由

本文（正宗分）

末代念仏授手印の事

第1問 末代念仏授手印という題号の意について。

上人往生の後、その義を水火に争い_乃至念仏の行を失う等の事。

第2問 いかにして授手印をもって相伝の義と仰ぎ、他の門弟の義は念仏の行を失うものと心得るべきか。

五種正行

一、読誦正行の事

上人在世の時_乃至長日三卷これを誦したまう等の事。

第3問 音と和音と唐音の各おのの読みについて。

二、観察正行の事

行者の根機に依って、観門の広略を行ず^乃至行者の心に任す等の事。

第4問 観門に広略があるように、行者の心品にも浅深があるか。

三、礼拝正行の事

第5問 上根・中根・下根の礼拝の差別をいかに心得るべきか。

宇治の辺りに住せし行者あり等の事。

第6問 かの行者の往生は下根の礼拝に依るか、念仏の功に依るか。

第7問 往生礼讃の礼拝は三品の礼拝のいずれか。

四、口称(称名)正行の事

心に往生の念を志して、口に南無仏と称す等の事。

第8問 上下の四箇（前三後一）の助行も心には往生を志すのに、今口称の一行に限って心念・口称となぜに二業を分けるのか。

一心専念弥陀名号乃至順彼仏願故の事。

第9問 一心専念の文は不一心・不専念・有間時節久近・念々有捨者・不順仏願故に対するものと思うが、殊に念々不捨者の相統の者とは、どのように心得るべきか。

第10問 一心専念の一心は安心の一心か、起行の一心か。

第11問 一心専念の一心は、三心の他に観念等の意地（心）の念を許すか、称名と意地との次第はどのように心得るべきか。

第12問 一心専念の文は、念仏を行ずる相を釈するのか、念仏そのものが易行であることを挙げるものか。

この文に付いて種種の義あり等の文。

第13問 「この文（一心専念の文）に付いて種種の義（五義引証）あり」、の第一文「観経の中の深心これなり」につ

いて二つの疑問がある。その一つは、一心専念の文は正行・助行の分別の時の正行の証文であるのに、深心と
いって安心の意とする。なぜ一文を安心と起行の両辺に属せしめるのか。その二は、深心には二種の信心があ
る。なぜに就行立信の一文（一心専念の文）に限って、三心の中の深心と積するのか。

第14問 前問の第二に付いて、深心積の意は称名を正業とし、讚歎等の余行を助業とするが、往生論には口称（称
名）を讚歎門に属せしめている。この異りをどのように釈し合せるべきか。

第15問 往生論の讚歎門は、まさしく称名正行を含むという意はいかなることか。

第16問 五義引証の第三、四修の中、口称（称名）念仏は殊に無間修とする理由は如何。

第17問 五義引証の第四、三種行儀の中、称名念仏は長時修（尋常行儀）と積することの理由は如何。

第18問 五義引証の第五、難易二道は、広く聖道・浄土の二門を指すのか、それとも浄土門における念仏と諸行の難
易をいうのか。

助正分別の事

第19問 その一、五種正行の中、念仏を除いた他の四種の正行が、念仏の正業を助けるといふ、そのありようは如何。
その二、もし余の四行を修したならば、かえって念仏の行を懈ることにはならないか。

第20問 相伝の義に依るならば、有智の人が念仏の行を余行をもって助けることはわかるが、無智の者は、行の意味
も知らないから、助けるということはないと思うが如何。

三心のところ

至誠心をもつて虚仮心を治する事。

第21問 至誠心と虚仮心の相貌は如何。

第22問 至誠心の段にある六重の釈の意は如何。

第23問 至誠心の釈の中、外現内懐とは、身口の二業は善で、意業は悪であるが、今、雖起三業といつて、身口意の三業を総じていうことは前と相違するのではないか。

第24問 質直心を至誠心とし、不実心を虚仮心と名づけることは理解しがたい。またまさしく弥陀（法蔵比丘）の因行（菩薩行）の真实なることを引いて釈するから、至誠心を凡夫の心に当てて真・不真の相を論じられるであらうか。

第25問 大智度論には「菩薩の煩惱具足の善根を雑毒の善と名づく」とある。今、虚仮の善根を雑毒の善といい、名が同じであるから、体もまた菩薩の雑毒というのではないか。

第26問 ある人は、ただ正直もつて至誠心と名づけることは必ずしもふさわしくなく、真心徹到し、厭離欣淨の勇猛強盛なることこそ至誠心と名づくべし、というが如何。

第27問 至誠心釈で「一切の菩薩の諸悪を制捨するに同じく、我もまたかくのごとくならんと想え」とあるが、我等

はどうして菩薩の諸悪を制捨するに同じくなし得ようか、とすると我等は至誠心を欠くことにならないか。

第28問 至誠心釈に「この雑毒の行を廻して、かの仏の浄土に生まれることを求めんとするものは、これ必ず不可なり」とあるが、この文は一向に願往生の心のない人には、当てはまらないのではないか。

一向真実等の事

第29問 一向に真実心を具す人は、いかなる場合にも名聞利養の心を起してはならないと思うが如何。

非虚非実心の事

第30問 一向虚仮心、一向真実心、虚実俱具心の三句は、虚実の二心で往生の得不得を判ずるが、第四句の非虚非実心は治する方でも治される方でもない。この句を挙げる必要があるのか。

また念仏に入つて後の四句の事

第31問 念仏に入つて後の四句の置かれた理由は如何。

多実少虚乃至若可往生等の事

第32問 仏法不思議のゆえに、多実願心の功力をもつて少虚の罪を滅して、必定して往生を遂げると思うが如何。
第33問 多実少虚等の心で、虚仮の心は世間の事に依つて名利の心を起こすことになるのか。

多少俱実の事

第34問 多少俱実の心の人は、多虚少実の人のように、臨終に至つて、一念の妄心を起こすことがあるのか。
第35問 一向真実の心と多少俱実の心と、どのような別があるのか。

至誠心の下の三番問答の事

第36問 第一の問答には名聞利養といい、第二の問答には有所得心という、その区別は如何。

深心をもつて疑心を治する事

第37問 深信は浅信に対する言である。その浅深の分齊はどのように心得るべきか。

第38問 深心の釈の下に三段の本文があるが、一いちの内容は如何。

第39問 第一の信（信機）を立てるが、何の必要があるのか。

第40問 観無量寿經に説く深心を信とするにはどうすればよいか。

一向疑心句の下註、一分往生の事

第41問 三心積では「若し一心も少くればすなわち生ずることを得ず」とある。一向疑心の者は深心を欠くから「決定して往生を得ず」の註の通りである。それにもかかわらず「若しは往生を得べし」の註をなぜ置くのか。

第42問 別機（自から行ずる往生行―起行について疑心を懐く者）については疑心の往生を許す理由は如何。

第43問 凡夫は自身において三心の具と不具を知ることがむずかしい。不定と思えば信心は退し、決定を思えば信心は増するが、そのことを知ることがむずかしい。このことをどのように思えばよいか。

第44問 三心具足の上に、なぜ現世の貪欲は強く、後世の心行（安心・起行）は弱く覚えるのであろうか。

第45問 授手印は安心の疑心を挙げてはいるが、なぜ今この疑心について起行の疑心を立てるのか。

第46問 称名の念仏者も妄心は起る。この場合まず妄念をとどめて、善心の上に念仏すべきか、それともまず声を挙げて名号を称え、その称名に依つて妄念をとどめて善心に住すべきか。この心と行の前後関係はいかように心得るべきか。

始信終疑の事

第47問 始めて信を起こす事は、善知識と經教に依るが、後に疑心が生じて、信心の念仏を退転するのはなにゆえと

心得ればよいか。

師（法然上人）いわく、深心具足の人は、吾が罪業において、全くもつてこれを疑うべからず等の事

第48問 深心具足の人は、自身の犯罪に依つて、自他の念仏を疑わざれというが、懺悔の心があつてこそその念仏往生

であるから、この義は納得できぬという人があるが、如何。

第49問 懺悔の心がなくても、ただ称名念仏の功力を信じて滅罪すべきか。

第50問 名号は罪を滅ぼすから、本願を信じる心があれば自然に滅罪するというが、その証拠の文は如何。

第51問 深重の懺悔を用いずとも、ただ（念仏の）法力に依つて滅罪するという経証はあるのか。

悪煩惱の一法においては、これを疑うといえども、念仏の一法においては、さらにもつて疑うべからざるの事

第52問 前には「自他の犯罪において念仏を疑わざれ」といい、今は「悪煩惱の一法を疑うといえども、念仏の一法をば疑うべからず」というが、二文の意をどのように心得るべきか。

回向発願心の事

第53問 第三心（回向発願心）の相貌を経釈に随つてどのように心得分ければよいか。

第54問 華嚴經に依れば、過去・現在・未来三世の善根を集めて菩提に回向すべきであるが、釈文にはなぜ未来の善根を除くのか。

第55問 世間（人間・天上界）の小善根は、それ相応の果報に住するだけである。どうして回願して浄土に往生するの業というのか。

第56問 釈文に「真実深信の心中に回向して」とある文の意は如何。

第57問 釈文に「この心深く信ずることなおし金剛のごとし」とある文の意は如何。

第58問 深心の相はずで上に解釈しおわつてあるのに、なぜ今重ねて釈して言論を費すのか。

第59問 釈文に「回顧落道して」とある文の意は如何。

第60問 回向発願心の内容と上の深心の内容と、何か異りがあるのか。

第61問 水火の二河が南北にある時と、常に白道を焼湿する時と、この二つの譬えは、実際にはどのような異りがあるか。

第62問 釈文の「犯ずるに随つて、随つて懺ず」とは要・略・広の三種の懺悔の心をもって、あるいは念仏を行じ、あるいは懺悔文を誦すべきか。

上人（法然上人）いわく、浄土宗の善導乃至南無阿弥陀仏と称する時、三心を具す等の事

第63問 法然上人は「浄土宗の善導乃至南無阿弥陀仏と称する時、三心を具す」といわれたが、その意向がわからない。どのように理解すればよいか。

第64問 南無とは口業である。どうして願といふのか。

第65問 釈文に十念は「十願十行あつて具足す」とあるが、どのように解すべきか。また十願は本願に当てると、どの文に当たるか。至心・信樂ならば起行の中の六字であるし、乃至十念に属するならば、ある人は、称名の上の意地の観念であるというが、この義は如何。

然師（法然上人）いわく、三心の中に至誠心を発こす時、実は後の三心を具す等の事。

第66問 三心はまず至誠心を発こし、次に深心を発こし、後に回向心を発こすと心得るべきか。それとも「法法的大海には信を能入とす」というから、まず深心を発こすべきであろうか。また欣求浄土の心を発こして後に、というのであれば、まず回向心を発こすべきであろうか。

ただし経（観経）と疏（観経疏）の文と、一者、二者、三者等と各別に置くは已下の事。

第67問 三心を各別に置く事は、虚仮心等の妄心が起こる時、能治の三心をもって、これを対治するためと理解したが、一文不通の愚者のように解了できないものは、どのようにして三心をもって虚仮等の三障を対治するか。

二種の三心あり、一つには横の三心、二つには豎の三心等の事

第68問 豎の三心は一、二、三の名言を置いて釈することは明了である。今第三の回向発願心は、三心の中の一であるが、この中に横の三心を兼ねることも、おおよそ授手印の文に見えている。このことをどのように心得るべきか。

第69問 豎の三心は教門（観經）に分明であるが、横の三心はどのような経証があるのか。

第70問 第三心（回向発願心）の段になって、横の三心を釈するのは、いかなる意趣に依るか。

第71問 三心の具足、不具足を、自他の身上においてどのように知ることができるか。

第72問 三心具足の念仏者の、三心の退・不退ということを、釈文通りに、どのように心得定めたらよいか。

第73問 三心は人ごとに浅深・軽重があるべきか。

第74問 三心具足の念仏者は、寿命の捨・不捨、妄念の起・不起をどのように決心すればよいか。

第75問 三心具足の者の起こす貪瞋と、三心不具足の者の起こす煩惱に浅深があるべきか。

善導の御意は必ず五念門を修すべき事

第76問 五種正行の上に、重ねて五念門の行を勧めるが、二者ともに三業の起行であるから、何を明かそうというのか。もしそれならば五種正行と五念門の行、それぞれをどのように心得分けて行すべきか。

第77問 五種正行では口称（称名）を正業とし、五念門では観察を正とすると見えている。どうして同一であろうか。

三種行儀のところ

第78問 三種の行儀（尋常・別時・臨終）は各別であるように、その時々的心も各別でなければならぬか。また帰命想・往生想・引接想の三想の中では、いずれを用いたらよいか。またこの三想は三心に摂めることができる心品であるべきか。

第79問 三想の中で、我ら凡夫に当てると、いずれの心を用いるべきか。

第80問 臨終の時、最後の心には見仏の想をなすべきか。往生の想をなすべきか。

三心・五念・四修・三種の行儀、各おの南無阿弥陀仏の事。

第81問 三心は安心であり、意業である。南無阿弥陀仏は口業である。このように心行と意口の別がある。それならば三心がすなわち南無阿弥陀仏といえようか。また五念門は身口意三業に通じ、口称は口業である。同一といえようか。四修は修行の相貌である。修行の作法の心ばえであるから、念仏の修行とは別であろう。なぜ一体というのか。三種行儀も行儀の外にその用心がある。なにゆえに三心・五念門等の当体を皆南無阿弥陀仏というのか。

結文（流通分）

善導寺聖人御房の長時の御勤め、ならびに御臨終次第の事。

第82問 鎮西上人の教えを酌んで、その本源（法然上人の教え）をたずね得た。あと鎮西上人の長時（平生）の勤行、臨終の行儀はいかにあらせられたであろうか。

以上『決答抄』三十一項目、八十二番の問答（ただし問のみを掲載）をあげた。これをさらに簡略にすると次のようになる。

一、『未代念仏授手印』の事

第1問答

二、上人在世之後、諍其義於水火乃至失念仏行等事。

第2問答

五種正行事

読誦正行事

三、上人在世之時乃至長日三卷誦之給等事。

第3問答

觀察正行事。

四、依行者之根機行觀門之広略乃至任行者志等事。

第4問答

五、礼拝正行事。

第5問答

六、住宇治辺有行者等事。

第6問答

第7問答

口称（称名）正行事。

七、心志往生念、口称南無仏等事。

第8問答

八、一心専念弥陀名号乃至順彼仏願故事。

第9問答

第10問答

第11問答

第12問答

九、付此文有種種之義等事。

第13問答

第14問答

第15問答

第16問答

第17問答

第18問答

一〇、助正（正助）分別事

第19問答

第20問答

三心処

一一、以至誠心治虚仮心事。

第21問答

第22問答

第23問答

第24問答

第25問答

第26問答

第27問答

第28問答

一二、一向真実心等事。

第29問答

一三、非虚非実心事。

第30問答

一四、又入念仏之後四句事。

第31問答

一五、多実少虚乃至若可往生等事。

第32問答

第33問答

一六、多少俱実等事。

第34問答

第35問答

一七、至誠心下三番問答事。

第36問答

一八、以深心治疑心事。

第37問答

第38問答

第39問答

第40問答

一九、一向疑心下註一分往生事。

第41問答

第42問答

第43問答

第44問答

第45問答

第46問答

二〇、始信終疑事。

第47問答

二一、師云深心具足人於吾罪業全以可疑之等事。

第48問答

第49問答

第50問答

第51問答

二二、於惡煩惱之一法雖疑之、於念仏一法更以不可疑事。

第52問答

二三、回向發願心事。

第53問答

第54問答

第55問答

第56問答

第57問答

第58問答

第59問答

第60問答

第61問答

第62問答

二四、上人言、浄土宗善導乃至至称南無阿弥陀仏時、具三心等事。

第63問答

第64問答

第65問答

二五、然師云、三心中発至誠心之時、実具後二心等事。

第66問答

二六、但經与疏文、一者二者等置各別已下事。

第67問答

二七、有二種三心、一者横三心、二者豎三心事。

第68問答

第69問答

第70問答

第71問答

第72問答

第73問答

第74問答

第75問答

二八、善導御意、必可修五念門事。

第76問答

第77問答

二九、三種行儀

第78問答

第79問答

第80問答

三〇、三心五念四修三種行儀、各南無阿弥陀仏事。

第81問答

三一、善導寺聖人御房、長時御勤並御臨終次第事。

第82問答

以上、三十一項目について八十二番の問答が行われている。

上巻は『授手印』の題号、序文、本文の六重二十二件五十五箇の法数の中、宗義を明かす第一重（五種正行）五件六箇と第二重（正助二行分別）二件二箇の法数の内における問答で、都合十項目二十番の問答がある。

下巻は行相を明す第三重（三心）三件三十箇と第四重（五念門）五件五箇と第五重（四修）四件九箇と第六重（三種行儀）三件三箇の法数の内における問答および奥図ならびに結文についての問答で、都合二十一項目六十二番の問答がある。

上巻においては、宗義の中、口称（称名）正行につづけて、「一心専念」の文に関しては四問答、「五義引証」については六問答というように正定業の称名念仏に関する問答が目立つ。なお『授手印』では第二重正助二行分別の段で「一心専念」の文および「五義引証」が置かれているが、『決答抄』では助正（正助）二行分別の前の五種正行の第四口称（称名）正行につづけて問答がある。

下巻においては、行相すなわち浄土宗の宗義の実践である安心（三心）起行（五念門）作業（四修、三種行儀）に関する問答がなされるが、その中でも三心に関するものが圧倒的に多い。これは『授手印』の法数が三十箇と多いことにも依るが、一に在阿と良忠上人の誠意から出たことであろう。因みに、三心の中で至誠心については十六問答、深心についても十六問答、回向発願心の段については横豎の三心も含めて二十三問答を数える。

『授手印』では「多実少虚」の下註の「往生心多誑惑心少、若可往生」や「一向疑心」の下註の「決定不得往生之人也。若又有一分之往生歟」の文などは難解であるが、在阿の問を通じて良忠上人は巧みに答を出されている。安心の疑心、起行の疑心などは『領解抄』でも閑説してあるが、師の鎮西上人の意を汲みつつ、また法然上人の義にも背かない見事な釈といえるのではなからうか。

昭和新訂『三卷七書』に収め、浄土宗聖典の本巻にも用いる『決答抄』二巻の上巻は、西譽聖聡自筆本（上巻のみ存する―東京増上寺蔵）を底本とし、安譽虎角真筆本（千葉大蔵寺蔵）礼阿系良皎書写本（京都禅林寺）名越良順本（栃木円通寺蔵）名越良智本（福井西福寺蔵）慶安元年版本、宝暦五年版本等と対校がなされている。同下巻は安譽虎角真筆本を底本とし、礼阿系良皎書写本、名越良順本、名越良智本、慶安元年版本、慶安版忍激校正本（京都法然院蔵）宝暦五年版本等と対校がなされている。

上巻底本は、増上寺開山西譽聖聡上人（一三六六一―一四四〇）の自筆本と見られ、『決答抄』の写本としては最も古いものといわれる。その体裁は、

方冊 はじめは粘葉綴りであったものを修理の際に方冊に改め、別に表紙を加えたもの。

用紙 白麻紙

題簽 表紙に「決答授手印疑問抄上 西譽上人筆」と題する。もとの表紙には「決答抄卷上」と題する。

本文 墨付 四十五葉

奥書 本文の終わり、尾題の左下に「令進徳譽念譽花押」とある。

下巻の底本は千葉生実大蔵寺安譽虎角上人（一五三九―一五九三）の真筆本である。便宜上、上巻も合わせて体裁を述べる。

方冊 袋綴

用紙 美濃紙

題簽 上卷は剝落、内題は「決答授手印疑問抄卷上並縁起」とあり、尾題は「授手印決答疑問抄卷上」とある。
下巻は「決答授手印疑問抄卷下」、内題は「授手印決答疑問抄卷下」とあり、尾題も「授手印決答疑問抄卷下」とある。

本文 墨付 上巻は二十七枚半、下巻は三十八枚半、一枚十八行、一行十八、九字。
奥書 上巻は「安譽雲潮廿二歳之時書之 弟子穩蓮社令授与畢 釈道譽花押」とある。

下巻も上巻に同じ。

異本の体裁

良皎書写本上下二卷（京都禅林寺蔵）

方冊 粘葉綴

用紙 烏ノ子紙

題簽 白表紙

本文 片面八行、一行十八、九字

上巻 墨付 三十六葉

下巻 墨付 五十葉

奥書 上巻 尾題の次に

御本云 建治三二九 礼阿

今以正本令校合点畢 良守

元徳三年三月八日於法光明院書了 仏子 良守

外題奥書当上人御筆

文和二年九月廿日書写畢

仏子 良皎

とある。

下卷 尾題の次に

(朱書) 本云 (細字) 以開山上人御本令校畢 礼阿

上人御本ト睿忠本ト有少異処ヲハ以朱注之 外題奥書当上人御筆

(朱書) 本云 元徳三年三月八日於法光明院書了

仏子 良守

文和二年九月廿日書写了

仏子 良皎

以六代相承師資之芳契所授手印決答両帖之秘書也宜存雪山香城之古儀可被成興法利生之今願矣

鎮西六代沙門 良守 花押

名越良順自筆本上下二卷 (栃木円通寺蔵)

方冊 袋綴

用紙 美濃紙

題簽 上巻 表紙は後のもので「函内第三決答疑問上」とあり、右隅に「養春受持本」とある。内題は「決答授手印疑問抄巻上並縁起」とある。

下巻 表紙は後のもので、内題は「授手印決答疑問抄巻下」とある。

本文 上巻 墨付 三十三葉 片面八行 一行十六字

下巻 墨付 四十四葉半 附記一葉 片面八行 一行十八〜二十一字

奥書 上巻には「于時文明十八年丙午霜月下旬 良順養春廿四歳」とあり、下巻には「于時文明十八年丙午霜月

廿三日書之」と「一宗之抄記見聞悉書之師親法界往生極樂云」とある。

名越良智筆写本上下二巻（福井西福寺蔵）

永祿九年（一五六六）正月廿四日に良智が大沢円通寺良迦本を筆写したもので、良順本と表装体裁等すべて同じである。

版本

慶安元年版

寛延四年版

宝曆二年版

安政五年版

末書

了譽聖岡上人『決答疑問銘心抄』二卷（浄全第十卷所収）

性心『授手印決答見聞』二卷（浄全第十卷所収）

良心『授手印決答受決抄』二卷（浄全第十卷所収）

良天『授手印決答聞書』二卷

良定『授手印決答要釈』二卷

巖宿『決答授手印疑問鈔講録』二卷（伝灯輯要卷中所収）

（深 貝 慈 孝）

『決答疑問銘心抄』 解題

『決答疑問銘心抄』二巻は、浄土宗第七祖了譽聖岡上人(一三三〇—一四二〇)作である。先に浄土宗第二祖鎮西聖光房弁長上人(一二六二—一二八八)の『末代念仏授手印』一卷があり、さらにその釈書に浄土宗第三祖然阿記主良忠上人の『決答授手印疑問抄』二巻があるが、本書はその注釈書である。聖岡上人は五重伝法の制度を確立させ、いわゆる『三巻書』(『往生記』一卷・『末代念仏授手印』一卷・『領解末代念仏授手印抄』一卷)と、『決答授手印疑問抄』二巻に自作の『往生記投機抄』一卷・『授手印伝心抄』一卷・『領解授手印徹心抄』一卷・『決答疑問銘心抄』二巻を合わせた『七巻書』をもつて、浄土宗伝法上における相伝の書と定められた。『三巻書』『七巻書』すなわち『三巻七書』がこれである。初重『往生記』は機、二重『授手印』は法(行)、三重『領解抄』は解、四重『決答抄』は証と次第して五重「十念」の伝において浄土宗の念仏信仰はゆるぎないものとなる。本書『決答疑問銘心抄』二巻は、これらの中に四重『決答授手印疑問抄』二巻に明すところの「証」を残りなく釈出した書物として『決答抄』(略称)の理解には不可欠の伝書である。

一、述作の由来

本書の成り立ちは、安譽虎角上人（一五三九—一五九三）本の『銘心抄』の奥書に、次のように記されている。

右、此の書は白旗上人の御口筆にして、先師定恵上人の記録なり。而して今、敗闕を補い、頗る愚案を書き加う。只是れ伝持を思うて、其の憚りを顧みざるか。大都、緇素分明ならんことを要す。故に闕字を以つて之れを殊にすと爾か云う。

于時明德三年^壬 申八月念三日 釈了譽誌

今、之れを以つて弟子聖聡に授け畢んぬ。早く此の旨趣を以つて弘通せ被る可き状。

同二年^癸 酉極月念日 了譽 御在判

右の奥書に依ると、この『銘心抄』は、浄土宗第四祖白旗寂慧良暁上人（一二五一—一三二八）の『決答抄』についての相伝の口述を、弟子の良譽定恵上人（一二九四—一三七〇）—鎌倉光明寺第三世—本山伝では浄土宗第五代—が筆録したものを基調として撰述されていることがわかる。それを定恵上人から嗣法した末山伝（常陸常福寺系）の聖岡上人が、損欠の部分を補って、少しく私積を書き加えたものであることもわかる。何事も黒白は分明にしておかなければならないということで、自積については一字を欠いて示してある。その箇所は序文に三、本文上巻の「末代念仏授手印」の下に一、「上人往生後等」の下に一、「一読誦正行事等」の下に一、「一心専念弥陀名号等」の下に二、「付此文有種々之義等」の下に三、「助正分別事」の下に一、本文下巻の「以至誠心治虚仮心事」の下に四、「上人浄土宗^乃具三心等事」の下に一の計十七箇所もある。奥書の「今、敗闕を補い、頗る愚案を書き加う」の文を多とするか、少とするかはむずかしいが、十七箇所といい、その中でも「助正分別事」の下と、「以至誠心治虚仮心事」の

下、および「上人云浄土宗^乃至具三心等事」の下は、殊に長文であるところからすると、聖四上人の補欠の積は多いとしなければならぬであろう。「只、是れ伝持を思うて、其の憚りを顧みざるか」とあることによつて、多積を加えられた意がわかり、「大都、經素分明なることを要す。故に闕字を以つて之れに殊にす」としておられるので、相伝の義と聖四上人の加積の義は明瞭に読み取ることができるといふ。ただ議論の内容がかなり複雑な箇所もある。特に「三心の処」の「以至誠心治虚仮心事」の下の問答では、良曉上人の相伝の義に加えて、名越良弁尊観上人（一二三九—一三一六）や、その弟子良嚴慈観上人（—）の説も出されてあり、そこへ聖四上人の評釈も加わるので、「至誠心」がいかに重要視されたかはわかるけれども難解ではある。これらの議論は本とはいえば、白旗・名越両派の自家争いにもあるので、さしづめ良曉上人の『浄土述聞鈔』関係の書物、尊観上人の『浄土十六箇条疑問答』や慈観上人の『十六箇条事』等も併せ読むことも、内容の理解には必要であるかも知れない。

二、本文の概観

決答疑問銘心抄 上

決答疑問手印疑問抄の序文の文義解釈。項目は大体次のようである。

周東。在阿。『念仏名義集』。遇「他門人」（ただし釈なし）。往至「蓮華寺」。石川里。「禪門」示云。左衛門督家時。沙弥「蓮生」。安樂房。石垣。金光房。玄冬。蠟月。初春。望日。鶴林。宇都宮禪門。古今水火。如「胡」与

「越」。親盛法師。沙門伝説。撃『手印』疑問。日及「三旬」。清水華台房。于時「康元二年」。計26種

末代念仏授手印の下（決答抄第一項目）の文義解釈。（以下同じ）

万人一帰。一念義。小坂「弘願義」。以『手印』為証驗。計4種

上人往生後等の下（決答抄第二項目）

異義蘭菊。始則依「明星寺」。仍分別「三重念仏」之義。計3種

一読誦正行事等の下（決答抄第三項目）

音・和音・唐音。吳音。唐音と漢音についての1問答。計3種

一觀察正行等の下（決答抄第四項目）

広略。行有「広略」についての1問答。計2種

一口称正行の下（決答抄第七項目）

口称一行二業分別。計1種

一心専念弥陀名号等の下（決答抄第八項目）

遍学『華嚴』。「四十三」時。「三心」雖成就。交雜「無間」。「心行」俱起についての2問答。起行の一心と安心の一心についての1問答。「一門」与「三心」合。『博文録』云。「法藏菩薩」兼思食。ある人の義についての1問答。計10種

付此文有種々之義等の下（決答抄第九項目）

局引（局かぎって引く）之上。立「觀察門」以為「正業」についての2問答。探「論」本意。故上人云についての1問答。今云「天親」所造。在「今」。能開「大乘声聞」。為「決定」「退大」。増上慢声聞についての1問答。第四（応化声聞）・第五（大乘声聞）。即無「大乘」之名。応化声聞と大乘声聞についての1問答。今『論』又如此についての1問答。彼「仏」無量光体についての1問答。別願所成乃至不捨益也についての1問答。臨終回心之者無此「長時修」。「本願」本意是「尋常」（行儀）。計17種

助正分別事の下（決答抄第一〇項目）

無「懈怠心」乃至有「懶惰心」についての1問答。無智之者不修「助業」。不兼「助業」「但念仏」者也についての2問答。計3種

決答疑問銘心抄 下

以至誠心治虚仮心事の下（決答抄第一一項目）。

「貞松」彰年寒。「大象」出窓。「能等起」心及意念。能等起の心についての1問答。能等起・因等起・刹那等起の前後関係についての1問答。刹那等起についての1問答。若用「日・月・灯燭」についての1問答。皆由「多虚少実」。但無一「正念」。譬如「跛人」。『智度論』中。「直心」道場。『弘決』四云。不出「三生」。上下読文。遠慮。不令他疑悔。此人起「戒禁取見」についての2問答。虚実俱具心。虚実俱具心の機根の人の真実心についての5問答。同第6問答。計21種

又入念仏之後等の下（決答抄第一四項目）

入念仏門について三心や「多虚少実」「多実少虚」等に関する3問答。計1種

多実少虚乃至若可往生等事の下（決答抄第一五項目）

仏法不思議。離「誑惑渡世」。答先機具「誠心」についての問（答なし）。或送「三生六十」。或送「三祇百劫」修行。但「多実」故「往生」多についての2問答。計6種

多少俱実等事の下（決答抄第一六項目）

不修「如理懺悔」。「両单」「俱」「非」。計2種

一向疑心句下註一分往生事の下（決答抄第一九項目）

所得「功德」不自覚知。計1種

師云深心具足乃至不可疑之等事の下（決答抄第二一項目）

或「积」。「懺」名「陳露」。「悔」名「改往」。源清『顯要記』。正性。計5種

一回向発願心事の下（決答抄第二三項目）

「三世」一念円融。今家并懷感。「貪瞋」境広通「四諦」。計3種

上人云浄土宗乃至具三心等事の下（決答抄第二四項目）

「起行」中「南無」についての2問答。「本願」横約「南無」。計2種

然師云三心之中乃至二心等事の下（決答抄第二五項目）

実「三心」同時相応法。但欣求必可先発についての2問答。計2種

但経与疏乃至已下事の下（決答抄第二六項目）

後起「僻見」。計1種

有二種三心乃至豎三心等事の下（決答抄第二七項目）

豎横の三心についての1問答。問別至「第三心」釈「横三心」についての1問答。答「不惜身命」位可有「二

種」。計3種

善導御意必可修五念門事の下（決答抄第二八項目）

彼此共同三業「起行」。開合雖異俱是「起行」。計2種

三種行儀処の下（決答抄第二九項目）

三種行儀用心。「帰命想」可「三心」についての1問答。「往生想」を捨てるについての1問答。計3種

三心五念等各南無阿弥陀仏事の下（決答抄第三〇項目）

三心・五念等各「南無阿弥陀仏」事についての1問答。二月七日についての1問答。計2種

この項目は『決答抄』の序文ならびに本文三十一項目八十二番の問答の中には、第一末代念仏授手印の下、第二上人往生後等之下、第三誦誦正行事等之下、第四觀察正行等之下、第七口称（称名）正行之下、第八一心專念弥陀名号之下、第九付此文有種々之義之下、第一〇助正分別之下、第一一以至誠心治虚仮心事之下、第一四又入念仏之後等之下、第一五多実少虚乃至若可往生等事之下、第一六多少俱実等之下、第一九一向疑心句下証一分往生下、第二二師云

深心具足乃至不可疑之等事之下、第二三回向発願心事之下、第二四上人云浄土宗乃至具三心等事之下、第二五然師云三心之中乃至二心等事之下、第二六但経与疏乃至已下事之下、第二七有二種三心乃至豎三心等事之下、第二八善導御意乃至必可修五念門事之下、第二九三種行儀処之下、第三〇三心五念等各南無阿弥陀仏之下の二十二項目について計一百二十三種の注釈を施し、『決答抄』の正しい理解に相伝の義とそれにもとづいた私積をもつてしている。取上げられていない項目は、第五禮拜正行事、第六住宇治有行者等事、第一二一向真実心等事、第一三非虚非実心事、第一七至誠心下三番問答、第一八以深心治疑心事、第二〇始信終疑事、第二二於悪煩惱之一法雖疑之於念仏一法更以不可疑事、第三一善導寺聖人御房長時御勤並御臨終次第の九であり、比較的枝末といえる項目である。

底本・異本・末書等

昭和新聞『三卷七書』に収め、浄土宗聖典の本巻に用いる『銘心抄』二巻は、西譽聖聡自筆本（東京増上寺蔵）を底本とし、安譽虎角真筆本（千葉大蔵寺蔵）と慶安元年版本・宝暦元年版本・安政五年版本二本と対校がなされている。対校のことで卑近な例を挙げると、『決答抄』の下巻はじめの「三心処」の「以至誠心治虚仮心事」の文中に、貞松は年の寒きに彰われ、忠臣は国の危きに彰わる。

の文があつて、『決答抄』の底本並びに異本における校異も全くないので問題がないが、この『銘心抄』下巻の同箇所
所の釈義には、

貞松彰年寒等とは『文選』の言なり。但し本書（『文選』）には陸松と云う。是れ不偽の譬えを出すなり。

とある。「貞松」が『文選』では「陸松」となっているというのであるが、『文選』潘安仁の「西京賦」には勁松^ハ彰^レ

年寒^ニ貞臣^{ハル}見^ノ国危^ニとある。勁松を聖岡上人が陞松とされるはずもないが、いずれにせよ西譽聖聡本『銘心抄』には「陞松」と出てくる。この文字は辞書に見出せないので問題がおこる。異本の安譽虎角本にはこれが「徑松」となっており、宝曆版本とそれにもとづいた安政版には「勁松」となっている。昭和新訂本『銘心抄』は底本通りに「陞松」とするが、意味が通じがたく、虎角本の「徑松」も依りがたいとすると、「貞松」に近い「勁松」を採るべしとの意見も出てくる。本文の「陞松」の意は『文選』に依って「勁松」すなわち「貞松」の意であることを汲んでほしいというのが宝曆版等の意であろうか。

本書の底本は増上寺開山西譽聖聡上人（一三六六一—一四四〇）の自筆本である。そのことは下巻末に、
永享四年（一四三三）十一月十九日校了

西 譽 花押

とあることに依ってわかる。その体裁は『伝心抄』『徹心抄』等と共本であるから、詳細はその方の解説に譲る。

異本は安譽虎角上人（一五三九—一五九三）真筆本が存在するのみである。内容はほとんど西譽聖聡本と一致する。ただ西譽聖聡本にはない奥書（前出）が付いていて、前述の通り『銘心抄』の成り立ちを知ることができる。

版本は前掲の通り左の四本がある。

慶安元年版

宝暦元年版

安政五年版（二本）

これらの中、慶安版には安譽虎角本と同様の奥書が付されている。

末書には独立したものとしては信譽嚴宿（二六一〇—二六八七）の『決答疑問銘心鈔講録』二卷（『伝灯輯要』中巻所収）があり、他に義譽観徹（二六五七—二七三二）の『総五重法式私記』一巻の中に題名および二十項目、熏譽在禪（一八一三）の『大五重選定略鈔』一巻の中に題名および四十二項目の釈（『伝灯輯要』下巻所収）がある。

（深 貝 慈 孝）

『授菩薩戒儀』 解題

一

仏教において戒を授けるのを授戒（受けるのを受戒、または納戒）といい、授戒の儀式作法を戒儀という。授戒の場合、戒和上（戒和尚）により戒を授けられるが、上座仏教では三師七証を立て、大乘仏教とくに円頓戒では、釈尊を戒師として、その教を伝える現実の師匠を伝戒師として授戒するのである。また戒を授けるには、通受と別受がある。通受は戒の一一を別々に授けるのではなく、戒全体を総括的に授けるのであり、例えば、十戒とか三聚淨戒など作法によつて総括的に授けるのである。別授は、戒の一一を別々に授けるのであり、白四羯磨（一白三羯磨）、または三帰の法によつて、別々の作法で別々に授けるのである。その場合、自誓受法、從他受法の区別がある。自誓受戒は、三師七証などの形式をふまないで自らの誓いにより受戒するのであり、從他受戒は、形式を調べて他の戒師より受戒するのである。大乘仏教の円頓戒の授戒形式は元來法華円頓の戒の立場から法華三部經の一である觀普賢菩薩行法經を典據としているが、授戒の實際にあたっては、從他受法により直接釈迦如来より自誓するのである。その儀式作法が具体的に示されたのは、瓔珞本業經、梵網經、菩薩地持經等の授戒作法を参考として、授戒の順序次第を規定している。円頓戒の戒儀で最古のものは南岳慧思の授菩薩戒儀^①として伝えられているが、真偽は不明である。

その後中国においては、荊溪湛然の授菩薩戒儀、明暎の戒儀があり、日本においては、伝教大師最澄の授菩薩戒儀、五大院安然の戒儀、延昌の授如来金剛宝戒式、尋禪の金剛宝戒章、法然上人の黒谷古本戒儀、新本戒儀、金剛宝戒章等が伝えられている。円頓戒の戒儀としては、正統として伝承されているのは荊溪湛然の『授菩薩戒儀』であるが、十二門に分けて説き示されているところから十二門戒儀ともよばれ、天台宗の系統ではこの戒儀によつて授戒されている。

法然上人が浄土宗を開かれ、のちにその門流において、戒系が、黒谷流、法勝寺流、元應寺流、二尊院流、三鈷寺流、廬山寺流、鎮西流、西山流等に分裂したが、浄土宗では、黒谷古本戒儀、または新本戒儀によつて授戒作法を行っている。

今ここでは、荊溪湛然の『授菩薩戒儀』（湛然本戒儀）と、浄土宗で開いている『黒谷古本授菩薩戒儀則』（古本戒儀）と『新本授菩薩戒儀』（新本戒儀）について解説する。

まず荊溪湛然の授菩薩戒儀は、一般に妙楽大師の十二門戒儀といわれ、円頓戒の戒儀の基本的テキストである。この戒儀は、授戒の方法を十二門に分けて順序次第によつて説き示されているところから、十二門戒儀といわれている。十二門とは、第一開導、第二三帰、第三請師、第四懺悔、第五発心、第六問遮、第七正授戒、第八証明、第九現相、第十説相、第十一広願、第十二勸持である。この戒儀が製作された理由について、その序文にはつぎのように記されている。

「依_レ古徳及梵網瓔珞地持并高昌等文授菩薩戒行事之儀略為十二門雖_レ不_レ専依_二家_一並不_レ違_二聖教_一」
かようにこの戒儀が製作される典拠となったものは、古徳、梵網、瓔珞、地持、高昌の戒儀によることは明らかであり、その中、古徳は南岳慧思の戒儀によるものと思われる。

この「湛然本戒儀」は、当然慧思の戒儀を参考にして整然と組織的に叙述している。湛然戒儀について内容上特色を述べてみる。

十二門戒儀のなか、まず第一開導について、戒の精神や受者の心構えを説いているが、湛然は、とくに六法を示して授戒するよう勧めている。

「一者能授人、二者所依處、三者高座秉法、四者專求大道、五者生希有心、六者專爲利他求戒、」^③

即ち、一は戒師のこと、二は授戒の道場（戒壇）のこと、三は高座にて法を乗る、四は専ら大道を求めべきこと、五は希有の心を生ずる、六は利他のために戒を求めることの六つの要件を示して受戒者の用心について述べている。

第二三帰については、慧思本と同文であり、受者は三宝に未來永劫帰依することを明かしている。第三請師は、「觀普賢菩薩行法經」の授戒法により、不現前の五師を請ずることは、円頓戒の特色である。「湛然本戒儀」の請師の作法については、高昌本の戒儀を依用していることも注意する必要がある。第四懺悔については、その意義を詳述し、

『摩訶止観』に説く順流十、心と逆流十、心の運心法によつて懺悔することを説いている。第五発心については、南岳慧思の戒儀の觀五法の中四法を觀することを説き、四種の心即ち四弘誓を発すべきことを説いているのである。第六問遮は、七遮罪を犯したことありや否やを問うところである。第七正授戒においては、三相を示していわゆる三聚淨戒を授ける作法で、両戒儀とも白四羯磨によつて行われるところは、一致しているが、異なる点は慧思の戒儀は三聚淨戒の外に十重禁戒を授けることになっている。第八証明については、慧思本ともおよそ同文である。第九現相については、両戒儀とも大体同文一の趣旨が説かれている。第十説相については、すでに三聚淨戒を授けているが、律儀の具體的条文は示していないので、梵網經に説く十重禁戒の一一の戒相を説いているのである。「湛然本戒儀」は、十重禁戒の一一について「能く持つや、否や」を問うている。第十一広願については、慧思本の戒儀は、衆生と共に浄土

に生じ、仏道を成ずることを願うのに対して、「湛然本戒儀」は、「阿弥陀仏の浄土に往生して、正法を聞いて無生法忍を悟り、十方に還来して一切衆生を濟度することを願うことになっており、弥陀の浄土と明確にしているところに特色がある。最後に第十二勸持については、「湛然本戒儀」においては、三業の防非として止持戒の禁忌と積極的に戒を行う作持戒としての補養の二義のあることを強調している。

さきにも述べたように、南岳慧思の戒儀の影響をうけて「湛然本戒儀」が制作されたものであるが「湛然本戒儀」は慧思本より整備されていると共に、天台教義に立脚して受戒の作法を行うことになっているところに特色がみられる。円頓戒の戒法の受戒作法としては、「湛然本戒儀」は、最も進歩発達したものと見える。

荆溪湛然の『授菩薩戒儀』の以後において、明暉、最澄、安然、法然上人などの用いた種々の戒儀が作られていくことになる。

二一

伝教大師の円頓戒の戒系として、慈覺、長意、慈念、慈忍、源心、禅仁、良忍、叡空、源空と伝承されたが戒儀の基本は荆溪湛然の『授菩薩戒儀』が改変されて、金剛宝戒章、黒谷古本戒儀、新本戒儀などが製作されたのである。

法然上人が当初門下に授戒された場合いかなる戒儀によって授戒作法を行なわれたか明かでないが、湛然の『授菩薩戒儀』と伝教大師の『授菩薩戒儀』によって作法がなされたことは当然推測できる。法然上人作と伝えられている戒儀本として先きにあげた『金剛宝戒章』と『黒谷古本戒儀』と『新本戒儀』の三本あるなか、『金剛宝戒章』の現存本は、訓授章、積義章、秘決章の三巻から成っている。『金剛宝戒章』について、聖問の『顯浄土伝戒論』には、^④

「此戒流傳高祖上人已受_二嫡々_一自製_二金剛寶戒章_一二卷並浄土布薩_二式一卷淺略戒一卷_三云々_二」^⑤

とある。ここに金剛宝戒章二巻とあり、現行本は三巻となっており、そこに問題もあるが、真偽について、鎌倉時代末期の望西楼了慧が、漢語灯録の跋文には「……金剛宝戒章三巻是偽者也」としている。天台黒谷沙門源空草と記されているこの『金剛宝戒章』は、法然上人の戒儀といわれたが、上人の名を借りて後世著わされたもので、上人の戒儀と認められていない。

現在浄土宗において、法然上人作の『授菩薩戒儀』として「黒谷古本戒儀」と「新本戒儀」の二種の戒儀が伝承されている。「黒谷古本戒儀」は、浄土宗第七代了誉聖罔真筆本といわれ、瓜連常福寺に現存するもので、法然上人が用いられた戒儀である。この黒谷古本に対して、『新本戒儀』といわれるものは法然上人の門人の湛空に授けられたといわれる戒儀であり、京都二尊院に秘蔵されていたもので、徳川時代中期より世に弘められたものである

徳川時代の太玄（増上寺第四十五世）は『円戒啓蒙』^⑤において「黒谷古本戒儀」について「作者未考」として「古本戒儀」と『新本戒儀』について、三つの解釈をしている。「一二云。中古以来叡空マデ伝へ来ルヲ古本ト名ク。元祖嵯峨ニテ初テ作り給ヘルヲ新本ト名ク。黒谷古本ト称スルコトハ黒谷トハ叡空ヲ指ス。彼師ノ所居ナル故ナリ。是故ニ許可ノ文ニ、黒谷ノ嫡弟ト称スルモ、黒谷トハ叡空ナリ。嫡弟トハ元祖ヲ指スナリ。二ニ云。黒谷トハ元祖ヲ指ス。古本トハ中古以来伝へ来レル本ナルガ故ニ、元祖ノ所持トイヘドモ古本ト名ク。許可ニ黒谷ノ嫡弟ト云ヘルハ、鎮西ヲ指シテ嫡弟ト名ク。伝戒論ニ聖光上人受ニ其嫡法」と云ヘル是ナリ、三ニ云、新古二本俱ニ元祖ノ作ナリ。」以上のように法然上人の初めに製作したものを『古本』といい、後に作ったものを『新本』と名づけるとしている。

この「古本戒儀」について作者未考とされているが、法然上人が用いられていることは、粟田青蓮院吉水蔵の『授菩薩戒儀一卷白河』^⑥が「古本戒儀」と一致する部分が多く法然上人が用いられたものと思われる。この「白河本」は恵谷隆戒博士の発見によるもので、博士はこの奥書に

「御本三正嘉二年九月一日雇人永舜筆寫設即是故法蓮上人信空之於所授向蓮房西進本也 爲自用加減詞有之後見悉之カ假名菩薩比丘慈胤記之

とあるのをとりあげ、さらに正受戒の師資相承の文「源空授信空上人信空授慈胤法印々々」により、法然上人より法蓮房信空へ相伝し、信空から向蓮房西進に相伝されたものとしている。「黒谷古本戒儀」の作者は不明であるけれども使用した戒儀であるとの考証をしておられる。この戒儀は、法然上人から法蓮房信空へ相伝されたもので、正嘉二年九月一日に慈胤が永舜に書写せしめたものであることが明瞭である。

つぎに「新本戒儀」について、前述のように古来よりの伝承によると、法然上人が嵯峨の二尊院において、正信房湛空に授けられたものである。

「新本戒儀」の跋文にはつぎのように述べられている。

「原夫新本戒儀者、吾円光大師親製、所授湛空上人也。而後悶之於嵯峨二尊院寶庫、固以爲秘矣、蓋于茲五百年、是以雖有求之者、未嘗獲許也。有志人慨然憾焉久矣。爰吾大父梁道上人、忝任知恩院宮尊統法親王師範、且名揮如意諄如、一日語及新本戒儀之本、法親王乃奏之朝靈元院太上法遂依勅宣、開嵯峨寶庫使大父寫之焉、自此而流傳天下、至檀林、由是作法受得矣云々」

この跋文によると二尊院の宝庫に秘蔵されていたものが、梁道が筆写によって流布されるようになった。知恩院宮尊統法親王とは、知恩院宮門跡第三代の法親王であり、その師範役という梁道は、のちに檀林小金東漸寺第二十一世として晋董したが、「新本戒儀」については、寺誌等には明らかにされていない。しかし檀林においてこの「新本戒儀」により授戒作法がなされたところ。これによって見ると、徳川時代中期までは「古本戒儀」により、中期以降において「新本戒儀」によって授戒作法がなされたことが理解される。

聖岡上人が真撰と定められ、檀林において戒儀として用いられた『古本戒儀』は、徳川時代に関東十八檀林において授戒の戒儀として用いられたことは事実であろう。

聖岡上人は、法然上人の戒儀について、その著『決疑鈔直牒』^⑧につきのように記している。

「仍自作『金剛寶戒章』二卷、淨土布薩式二卷、淺略戒儀一卷、言其戒儀者、略彼十二門戒儀製之、付之有『古本』有『新本』、今所_レ言者是古本耳、具如『傳戒論』_二云_一」

これによると法然上人は、湛然の『十二門戒儀』を略して、古本と新本の戒儀を製定されたようである。ここにいわれる「淺略戒儀」の「古本」「新本」が、現在伝承されている「古本戒儀」「新本戒儀」と同じものか、別個のものであるかは疑問が生ずるところである。

三

現在、淨土宗の戒儀として、伝承されているものは、「新本戒儀」と「黒谷古本戒儀」の二種であるが、先述のように、この二種の戒儀の根柢をなすものは、湛然の『授菩薩戒儀』である。また「新本戒儀」と「黒谷古本戒儀」を比較すると、「新本戒儀」は、要文を跋粹し、簡略にしたものであり、「黒谷古本戒儀」は湛然本をつけ加えている。また「新本戒儀」は「黒谷古本戒儀」を改作したものと見ることがができる。このことについて、大玄は、『円戒啓蒙』^⑨に、「黒谷古本戒儀」と「新本戒儀」を比較して相違をつぎのように述べている。

「古本ニハ金色世界ト云ヒ、或ハ相伝戒発得戒ヲ挙グ、或ハ説相ノ段ニ太賢ノ名目ヲ用テ、快意殺生、却盗人物等ト云ヘリ。爾ルニ此本妙楽ニ無シ、古本ニ始テ加ヘタリ、新戒儀ニハ金色世界ト言ハズ。相伝発得ノ文ナシ。説相ノ段ニモ太賢ヲ用ヒズシテ、妙楽ノ本ニ準ズ、其余ハ古本ト全く同ジ、爾レハ彼三本ヲ改タルト見ヘタリ」

かように「黒谷古本戒儀」には(一)金色世界を説き、(二)相伝戒発得戒を説き、また(三)説相では快意殺生、却盗人物等と云つて新羅の太賢の名目を用いているとしている。「新本戒儀」においては、そのようなことは用いていない。この三本について多少の検討を試みてみる。第一の金色世界については、「古本戒儀」は、不現前の五師として、戒和尚として靈山浄土の釈迦牟尼如来、羯磨阿闍梨として金色世界の文殊師利菩薩、教授阿闍梨として都史多天の弥勒菩薩、証明尊師として十方の諸仏、同学等侶として一切諸大菩薩をとりあげ、とくに三師について、「靈山浄土の釈迦牟尼」「金色世界の文殊菩薩」「都史多天の弥勒菩薩」として、それぞれに、靈山浄土、金色世界、都史多天として仏の世界を示している。これは、湛然の「十二門戒儀」にも「新本戒儀」にも見られないことである。

『円戒啓蒙』には、この金色世界と相伝発得戒について、

「金色世界ト相伝発得戒トハ安然ノ普通広積ニ出タリ、故ニ古本ハ安然ノ作ナルベシト云ナリ。金色世界ト云ハ、華嚴大疏十二卷、^{丁七}如来名号品ニ、東方金色世界上首文殊師利ト云ヘリ」

として、安然の『普通授菩薩戒儀広積』^⑩に説かれているので、「古本戒儀」も安然によつたものとしている。しかし安然の三師を請ずる文には、「菩提樹下始結菩薩戒釈牟尼」として「靈山浄土の語」が見えないし、伽耶山上初受菩薩戒文殊師利」として「金色世界」の語が見えないし、また「寂滅道場初受菩薩戒梅怛哩耶耶(弥勒)」としているが「都史多天」の語を見ることができない。ただし三師の名義を説明するにあたって、仏の世界が説き示されている。

つぎに「古本戒儀」において相伝戒、発得戒については、第七正受戒に説かれているが、三聚浄戒を相伝するものである。円頓戒では相伝相承するのに二種があり、一には台上相承であり、二には靈山相承である。台上相承は、根本を報身盧舎那仏に置き、釈迦尊も盧舎那仏から相承され、盧舎那―釈迦―阿逸多等二十余菩薩―羅什―慧思―智者

—灌頂—地威—玄朗—湛然—道邃—〔傳教〕の系統を述べている。この系統を豎の相承といい、法華經、梵網經の正依傍依の立場からは、正依梵網の相承としている。一方、靈山相承とは、釈尊から直接靈山において説法を聞き伝承されたものであり、この系統を、横の相承といい、正依法華の伝承を示している。のちに日本において、傳教より、慈

覺、長意、慈念、慈忍、源心、禅仁、良忍、叡空、源空法然上人と次第に相承され、さらに法然上人より聖光、良忠、良曉、定恵、聖罔と相伝されていることが明かされている。

つぎに発得戒について、「古本戒儀」では授戒作法により、「戒法は三羯磨のち一刹那の剋に受者の身内に入らず」とあるように、一白三羯磨の形式により、「能く持つや、否や」との問いに対して、「能く持つ」と答えることにより、戒体が発得されるというのである。この発得戒は三聚淨戒であるが、その発得された戒体は、一得永不失であるといわれる。「新本戒儀」には、発得戒の名称はないが、三羯磨が示されているので、発得戒が明かされているものである。

さらに、第十の説相について「古本戒儀」は、新羅の太賢の『梵網經古述記』^⑩の名称を用いている。即ち十重禁戒は、(一)不快意殺生命戒、(二)不却盜人物戒、(三)不無慈行欲戒、(四)不故心妄語戒、(五)不酤酒罪縁戒、(六)不説他罪過戒、(七)不自讚毀他戒、(八)不慳生毀辱戒、(九)不瞋不受謝戒、(十)不誹謗三宝戒としている。それに対し、智顛の『菩薩戒經義疏』と最澄の『授菩薩戒儀』の名称は、

(一)殺戒、(二)盜戒、(三)淫戒、(四)妄語戒、(五)酤酒戒、(六)説四衆過戒、(七)自讚毀他戒、(八)慳惜加毀戒、(九)瞋心不受悔戒、(十)謗三宝戒、として用いられている。

「新本戒儀」は、十重禁戒について一々の名称は述べていないで、殺、盜、淫、妄の四波羅夷罪をとりあげて略説している。これは「黒谷古本戒儀」によらないで、湛然の『授菩薩戒儀』によっているが、四十八輕戒の護持につい

ては「新本戒儀」は説かれていない。

大玄の『円戒啓蒙』に述べられている三本によつて検討したが、「黒谷古本戒儀」の第三請師の不現前五師の、釈迦、文殊、弥勒のそれぞれの「靈山浄土」「金色世界」「都史多天」の仏の世界は、最澄の『授菩薩戒儀』によつて説かれたと見られる。つぎに、第七正受戒の相伝戒発得戒については、安然の『普通授菩薩戒儀広釈』に見える。伝持戒、発得戒、性徳戒などによつたと思われる。なお第十説相については、新羅太賢の『梵網經古迹記』によつて名称を述べているが、聖岡上人以前の古写本を見ることができないところから、製作の背景など検討の余地は充分ある。^⑩

註

- (1) 『日本統蔵』一輯二偏十套一冊一丁
- (2) 『浄全』十五卷、八七二頁
- (3) 『浄全』十五卷、八七二頁
- (4) 『浄全』十五卷、八九六頁
- (5) 『浄全統』十二卷、二五九頁
- (6) 恵谷隆戒『円頓戒の戒儀』二三頁
- (7) 昭和新訂『三卷書並授菩薩戒儀』四〇頁
- (8) 『浄全』七卷、六一五頁
- (9) 『浄全統』一二卷、二五九頁
- (10) 『大正』七四卷、七六八頁
- (11) 『大正』四〇卷、七〇三頁

(12) 『浄全』一五卷、八三六頁

(13) 『伝教全』一卷、三〇六頁

(14) 坪井俊映「浄土宗の戒儀における『黒谷古本戒儀』と『新本戒儀』について参照

(宮林昭彦)

浄土宗聖典 第5巻

平成10年3月25日発行

編集 浄土宗聖典刊行委員会

編集協力 浄土宗出版室

印刷 株式会社 共立社印刷所

発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

☎(075)525-2200(代)

浄土宗東京事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

☎(03)3436-3351(代)

